

平成18年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成18年6月19日(月)

午前10時08分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員			

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君	総 務 課 長	金 子 幸 保 君
地域振興課長	生 沼 篤 司 君	財 政 課 長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	矢 野 潔 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建 設 課 長	神 憲 彦 君	旭 寿 園 園 長	橋 英 則 君
和 風 園 園 長	浅 野 信 行 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長	松 田 剛 君	次 長	金 平 嘉 則 君
-------	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	谷 口 勲 君	書 記	斉 藤 真 二 君
------	---------	-----	-----------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 4 9 号	障害程度区分認定に係る北空知 5 町審査会の設置について
議案第 4 4 号	沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 5 号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 4 6 号	沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設条例の一部を改正する条例について
議案第 4 7 号	沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について
議案第 4 8 号	沼田町介護支援センター設置条例を廃止する条例について
議案第 5 0 号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
議案第 5 1 号	沼田町沼田浄化センター改築・更新工事に係る基本協定の締結について
議案第 5 2 号	平成 1 8 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 5 3 号	平成 1 8 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 5 4 号	平成 1 8 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 5 5 号	平成 1 8 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 5 6 号	平成 1 8 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 5 7 号	平成 1 8 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 5 8 号	平成 1 8 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
報告第 1 号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第 2 号	財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第 3 号	沼田町土地開発公社の精算完了に伴う事業報告等の提出について
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 請願第 4 号 医師・看護師等の大幅な増員を求める請願書について
- 意見案第 8 号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書（案）について
- 意見案第 9 号 「JR 不採用問題」の早期解決を求める意見書（案）について
- 意見案第 10 号 地方交付税制度の財源保証機能を堅持し、充実させる意見書（案）について
- 意見案第 11 号 郵便局の外部事務を統合する計画に反対する意見書（案）について
- 意見案第 12 号 道路整備に関する意見書（案）について
- 意見案第 13 号 北海道沼田高等学校の存続を求める意見書（案）について

【開会前に、議員の軽装による議案審議を議長より申し添える】

開 会 午前 10 時 08 分

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成 18 年第 2 回沼田町議会定例会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、3 番 室田議員、13 番 大沼議員を指名を致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。平成 18 年第 2 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審査結果を報告申し上げます。

去る 6 月 13 日、午後 3 時から議会運営委員と正副議長出席のもとに開催を致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件は、諸般報告 2 件、一般質問、町長に対して 4 人 9 件、教育長に対して 2 人 2 件、計 11 件であります。更に町長より提案される議案は、次のとおりです。専決処分 1 件、条例改正 5 件、平成 18 年度補正予算案 7 件、報告 3 件、諮問 1 件、その他 3 件がありました。また、議長に提案されました請願書、陳情書、意見書等 7 件の内、6 件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日 19 日から 20 日までの 2 日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。よろしく申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から 20 日までの 2 日間に致したいと思ひます。こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

(町政執行方針並びに教育行政報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

○町長（西田篤正町長） おはようございます。18年の第2回の定例会を招集申し上げましたところ、全快をみました久保議員会長さんを始め、全議員の皆さん方の出席を賜りましたことを、心から感謝とお礼を申し上げまして、6月定例会の一般行政報告をさせていただきたいというふうに思います。

〈以下、町政執行方針朗読〉

○議長（吉田好宏議長） 次に、教育長。

○教育長（松田 剛教育長） 教育行政報告を申し上げます。

〈以下、報告書朗読〉

○議長（吉田好宏議長） 以上で、行政執行方針を終わります。ここで、休憩を致します。直ちに全員協議会を開催いたしますので議員の皆様は、議員控室にお集まりをいただきたいと思います。なお、午後の開会は午後1時と予定を致しますので、よろしくお願いを致しますと思います。

10時37分 休憩

13時01分 再会

(一般質問)

○議長（吉田好宏議長） 再会致します。日程第5、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。5番津川議員、葬儀・葬式への取り組みについて、質問して下さい。

○5番（津川 均議員） 5番、津川です。通告書にありますように葬儀・葬式への町長の考え方をお伺いしたいというふうに思いますけれども、沼田町は御多分に漏れず高齢化率も高い、当然、葬式の数も他の町村に比べて多いように感じておりますけれども、平成16年に740万、予算を見積もって葬祭場への設備をするという予定が

あった訳ですけれども、諸般の事情があって実行することが出来なかった。是非、私はそのことを再検討していただきたいということを、まずそれに対して町長、どういうふうに思っているのかお伺いしたいなというふうに思います。

実は、今年の3月、私の父が亡くなりました。皆さんに大変なお世話をいただきながら無事に葬儀万端終了させていただきました。その際にいろんな声を聞くことが出来た。今まではお参りをする立場で思っていたことだけではなくて、お手伝いをしていただく皆さん、あるいは実際に喪主として親族として取り計らう、そういう立場からもやはりこれはどうしても町民会館のような所で葬儀を挙げるのが皆さんのために良いのだろうなというふうに感じました。一番良いのは、やはり場所が広いということ、夏にしても冬場にしても、せいぜい中心的に使われている高台寺だとか大徳寺だとか、こういった所でも200人を超すとさすがにギュウギュウ詰めの、しかも、御通夜の夜なんていうのは仕事で手一杯疲れている体のままでお参りに行く訳ですから大変な思いをする。お手伝いの人に今回、聞かさせていただいたところによると、私の葬儀の時で350人位、御通夜の出席数があったというふうに聞かされております。でも、そんなにきついという感じは1つも受けなかった。お前、よくあそこで葬儀やってくれたというふうにお褒めの言葉をいただいたというのが正直なところでございます。しかも、手伝いをする人も、はっきりとあれだけの部屋数がありますし、お寺ですと親族の着替えの場所が食事の場所であったり、大変に時間的にも余裕が持てない訳ですけれども、町民会館でやるとそういうところもゆっくり余裕を持ってやれる。それと、私は施主の立場でいろいろな段取り、町内会の皆さんと打合せをしなくてはいけない。あれはどうしたらいいのだ、こういうものはどれ位用意したらいいのだとかということも、やはり、町民会館を使って、すぐ用足しに行ける、これは靴を脱いだり履いたりしなくても良い、そのまま出入りが出来るという便利性から、あれは本当に良い、余裕を持っていろんな考え方が出来るということから、そう手落ちは無かったなというふうに私も自負しております。

そんなことから、もう一度町長はこのことについて取り組んでくれる気持ちがあるのか無いのか、まず、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の葬儀会場の件ですけれども、私は依然として、まだ諦めた訳ではありません。ただ、両方の大きな檀家を抱えているお寺の総代の方が依然として、まだ難色を示しておりますので、まだまだ説得する余地があるのかなとそんなふうに思っておりますので、引き続き今後ともそうした面での考え方を検討させていただきたいというふうに思っているところであります。予算化をして一時諦めた状況の中で、実は住民の皆さんの盛り上がりをちょっと期待していたのでありますけれども、住民の皆さんからの反応もあまりないという中で説得材料が不足しているよ

うな状況でありまして、引き続き、今言いましたように地道に話し合いをしながら継続させていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番

○5番（津川 均議員）今回感じたことは、前回16年度に740万程の予算を組んだ訳でございますけれども、私はそこまで金を掛ける必要はないのではないかなと。今回、葬儀をした時も大講堂を使わせてもらった訳ですけれども、本来は結婚式を挙げる時のような形でステージの横側に祭壇を並べたかったのですけれども、天井が高すぎるためにどうしても祭壇が貧弱になって上が隙間が空きすぎるということらしいのです。もしもあそこにワイヤー1本、あるいは垂れ幕を下げられるようなポール1本あればなんとかカバーできるということらしいのです。それが今回出来なかったのですから、ステージのカーテンを利用してそういう幕を留めたということですから、葬儀屋さんともう少し打合せをしてくれて、そういう簡単なもので葬儀が出来るようにしてもらえれば、そんな何百万も掛けなくても私は出来るというふうに思いますので、このことも是非、検討をしていただきたいというふうに思っております。

今、町長からお答えがあったこと、これは私が一番大変なことだろうと思うのです。それは意識なのです。町民会館で葬儀を持つという、私達はそんな偉い者ではないという、こういった町民の方々の意識、これをどう変えていくかということが一番大変ではないかというふうに思います。私はたまたま、今日出席している代表監査の山木さん、葬儀委員長をやってもらう前から、是非、町民会館で一般の者でも出来るのだという、そういう例を作りたいということをお願いをしております、うちの町内会でもあと2つ程あったのですけれども、なかなかそれが理解してもらえなかった。この辺が大変残念でありまして、自分の説得の努力が足りなかったのかなといまだに反省をいたしておりますけれども、本当に一般の人でも気軽に利用できるのだよという意識改革というものは、これは是非、行政の方からもそういう呼びかけをしてもらわなかったら進まないのではないかなというふうに思います。

2つ目の中にも入っていく訳ですけれども、そういったPRだとか声かけだとか、そういう部分含めてあらゆる葬儀の場所に、職員の方がその話し合いの中にいれば、そういうPRもしてもらえるのかなというふうに思いますし、それにも増して職員の方が葬儀のお手伝いをしてくれる、今、会計なんかでもほとんどパソコンのマニュアルにそって簡単に処理ができるようになりました。私も香典帳というものをもらって、当然、香典の数だとか焼香順序だとか、それから挙げたお花だとか供物だとか、そういうものが全部きちんと整理されていて、極めて見やすいものになっている。あとから引っ張りだしても、すぐ調べやすくなっている。それがたまたま、全部の葬儀の中にそういった長けた人がいらっしゃれば、それは結構だと思うのですけれども、大概の場合はいないのです。それで、役場の職員さんだとか農協の職員さんだとかにお

願いをして手伝ってもらふ場面が多々あるように思います。手伝ってもらふというふうになれば、当然、その方達は職場がある訳ですから、仕事がある訳ですから、年休を取ってお手伝いをしなくてはいけないということになりますので、その辺がどうなのかな、是非、職員さんでそういうのに派遣できるような体制が取られていれば、もっと住民の方々も喜んでもらえるのではないかな。独り暮らしだとか近くに身内が無い人達というのは、こういう葬儀のことも十分心配するという場面もありますので、そういうものも行政の窓口の中で、どこかで対応してもらえるよという話を聞けば安心をしてもらえるのではないかなというふうに思うのですが、このことも含めて町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）2番目の件につきましては、一般常識的に考えてもちょっと無理なお話だというふうに私は思います。当然、生活困窮者ですとか、あるいは身内のいない方ですとか、独り暮らしのお年寄りの葬儀だとか、そういう面については住民生活課の方で十分、民生委員さんと連携を取って対応をしておりますから、これはそういうことで可能だと思いますけれども、一般の葬儀にまで町の職員が手伝うとなれば、それでは結婚式も手伝え、法事も手伝えで何から何まで町の職員が手伝わなくてはならないという、そういう論法は無理だろうというふうに思います。

しかも、今、有給休暇等の扱いでないというようなお話でありましたけれども、これは現在の地方公務員法からいっても、それらにまで義務免だとかそういうものを与えるということは非常に難しい解釈だろうというふうに思いますので、その点については従来とも職員がそれぞれの町内会に所属しているところでお手伝いをし、ご理解をいただいておりますので、そうした面でのご理解をいただきたいというふうに思っております。

葬儀の会場につきましては、私共が考えておりますのは、講堂ではなくてホールの方を一部改造しようという考え方でありまして、冬期間になりますとあのボイラーを焚いて大講堂を暖めるとなりますと2日位の日数を掛けて暖めなくてはならないという状況もありますので、ホールのところに臨時的に簡易な暖房を取り付けて通常のボイラーを動かさない状態でやれる方法、そのことが一番経済的にも良いのではないかなという考え方で進めておりますので、そのホールで出来ないような大きな葬儀になりましたら、これは大講堂を従来どおり使っていただくことになると思いますが、今のところはそういうような考え方でおりますので、一応7百何十万という改造費用というのは祭壇も入れた全体の費用でありますから、その辺もご理解をいただきたいというふうに思います。とりあえずは、地道にいろんな会合でお話を聞いたり、そういう計画もあったというようなこともあるのだということもお話しながら、先程言いましたように大きな両方の檀家の皆さん方が声を上げて賛成してくれるような時期が早く

出来上がるように私共も努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長） 5 番

○5 番（津川 均議員）端から無理だというふうに言われたのですけれども、そういう住民サービスが私は有っても良いのではないかなという気がするのです。今、町長が進めようとしている協働のまちづくり、これは本当に住民の皆さんに理解をして協力をしてもらおうということが大前提です。ほとんどが住民の皆さんの今まで普通にしてこられたサービスの低下です。これは、私ははっきり、これが協働のまちづくりかと疑いたくなるのです。協働というのは、あくまでもお互いに協力し協力してもらえる、そういう場面が無ければ協働の精神というのは、やはり進んでいかないのであろうと思うのです。今まで行政が一切タッチをしなかった、この葬儀の部分で沼田町はそういう取組をしているのだ、今まで行政が一切タッチしなかったことに沼田町はやっているのだという、取組をしているのだという姿勢が見えれば、住民の人達も始めて協働のまちづくりに参加をしてもらえると気が私はするような気がするのです。

ですから、端からこれは無理だというふうな形ではなくて、そのことも十分に理解をしていただいて、是非これからの検討の中に加えていただきたいなというふうに思います。それと、今言いましたように、本当に予算を掛ける必要は私は無い、極めて簡単な設備でそういう葬儀が執り行えるような、そういった考え方で進めていただきたいなというふうに思います。このことについては意見としてお答えはいりませんので、終わらせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）次、10 番、中村議員。女性人材活用問題について、質問してください。

○10 番（中村保夫議員）標記の件について質問をさせていただきます、10 番の中村保夫でございます。どうぞよろしくお願いを致します。

書いてあるとおりではあるのですけれども、町が任命あるいは委嘱をしている委員会や審議会にはどのようなものがあるか、これをまず確認をしておきたいというふうに思います。条例によって定められているもの、あるいは公職選挙法によって定められている町議ですとか、あるいは農業委員会もありましょうし、あるいは町としての諮問機関、比較的短期間の中でその使命を終えるような審議会等々もあるのだらうなというふうに思っております。それらについてちょっとお伺いを致したいと思います。問題はそれらの中で女性の占める割合がどれ位になっているのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。その割合というのは、ここに8年前というふうに書いてあるのですけれども、これは4年前でも10年前でも良いのです、増加傾向にあるのか減少傾向にあるのか、そういった方向で8年前と代表して書かせていただいたのですけれども、動向がどういうふうになっているのか、お聞きを致したいという

ふうに思います。と申しますのは、国レベルで女性の政策参画、政治参画というものを平等にしたいのだというふうなことが叫ばれて、非常に時間が経ったというふうに思っております。ところが沼田の場合というのが、どうも女性の登用が実数として少ないように思えてしょうがないのです。私としては、他の町村はどうやっているのかわからないのですけれども、例えば、こういった委員会だとか審議会の構成として目標値で良いと思うのですけれども、女性を30%にすべしと、努力目標としてですね。そういったようなガイドラインが有ってしかるべきなのかなというふうに実は思っております。それが30が正しいのか10が正しいのか、女性の割合というのは半分いるのだから、半分までそういった数をもっていきなさいというのも正論でしょうけれども、そういったことをしてでも女性の登用というものを促進すべきではないかなというふうに思っております。一番最後の行に書いてありますけれども、先程の津川議員からも有りましたように協働のまちづくりということを沼田町は旗印に掲げておりまして、そうやって言うからには、やはり4,000人の町民の内の2,000人が女性だとすれば、その中の有能な方、やる気の有る方、そういった方をどんどん登用すべきだというふうに僕は思っておりまして、その点について質問の個数にすれば3つ程でしょうか、お答えをいただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の各種委員の関係につきましては、ご質問の内容に有りました議会の議員さんを始めですね、それぞれ私共が任命しない、出来ない部分もかなり有りますけれども、そういうものを全体ひっくるめて、非常に女性の登用と言いますか、女性が自ら手を上げる、あるいは地域から推薦をいただいて議員さんのように当選をされるということもあります。そういうことを考えますと非常にレベルが低いというのが実態であります。約10%位、これは8年前であろうが、ごく最近であろうがほとんど変わりありません。約1割が女性の方であります。私共は、私11年に就任以来、女性を登用するためかなり積極的に働きをかけてきたつもりであります。しかしながら、相当数はいろんな事情でお断りをいただきました。というのは、やはり現在の状況から考えますと、例えば、女性団体が無くなったのも大きな要因だと思いますけれども、世の中に、世の中と言いますか、男と一緒にいろいろなところへ出るということへの関心、理解というのが非常に、男性側にも非常に少ないのかなと、理解は足りないのかなという気が致します。大抵、サラリーマンの方であります。まず、旦那さんにお断りをして本人の意向でということであれば、ということでもた本人にあたりますけれども、最後はやはり家庭の事情、あるいは非常に今、有職の女性が増えていまして、ほとんどの方が、役場の職員の奥さん達を見ましても、働いておりまして、そういう時間的な余裕が無いということも1つの要因かもしれない。非常にそうした意味では厳しい状況かというふうに思っております。ち

なみにごく最近のデータをちょっと事務方からいただいたのを見ますと、議会の議員さんは8年前から見ますと1名女性が減っております。教育委員さんも今欠員中で1名がおりますから、1名減になっております。体育指導員の方も、これも定数が減っておりますけれども、2名いた女性がゼロになっております。逆に社会教育委員のように定数が減って、8人に減ったのですけれども、5、3という割合で女性の登用が増えている。あるいは、介護保険ですとか地域包括センターのように8人の委員の中の比率が5、3ということで女性が3人、こういうふう to 増えたり、行政区長の中に女性が1人初めて登場したというようなこともありまして、様々な要因があろうかと思っておりますけれども、私共としては、今申し上げました様々な理由の中でガイドラインまで設定して、そこまで到達させること自体が無理ではないかというふうに思っております。したがって、いろんな会合の機会に、機会を捉えて女性の皆さん方の理解をまず求める。そういうようなことの努力をさせていただいて、その中から有能なと言いますか、積極的に参加をいただけるような女性の方を町の委員の中に是非とも、私共としても任命をさせていただきたい。そういうような努力をさせていただきたいというふうに思っているところであります。ちなみに役場の職員だけを例にとりますと、これは発令事項でありますので案外簡単にいくのでありますが、現在、8年前から見ますと管理職に女性登用が1名なっておりますし、係長クラスでも平成10年の頃は5名だったのが、今は12名ということで7名の数が増えている。そういうようなところで少しずつ理解をいただいて増やししながら、一般町民の皆さん方の中にも、そういうような各種委員の中に出来るだけ任命をさせていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、今申し上げましたようにいろんな困難な状況の中で、女性の方がそれぞれかなり任命されている場所もありますけれども、これは相当数、他の委員と兼任しているのです。ですから、恐らくまだいつか数が重なっていくと、忙しくてそれ以上出来ないということで一斉に辞任という、女性団体の解散と同じような結果になってしまうのではないかと、そういう懸念も有りますので、より慎重にしかも町民の皆さんの理解を得られるような、まちづくり懇談会等でもそういう積極的なご理解をいただけるような発言もさせていただきたいというふうに思いますし、出来る限り登用するという方向で努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（中村保夫議員）協働のまちづくりということで女性を登用しなければならないという認識はお持ちだろうというふうに思っております。いろんな委員会なんかで数が、逆に言ってみれば、少なすぎるから私だけなんでというような話が出てきてみたり、あるいは、お父さんが町議やっているのに私出来ないわだとか、うちのお父さんは、どこそこの課長やっていて、その妻である私がでしゃばって出ていく訳には

いかないわというような、いろんな女性ならではのしがらみもきっと有るのだろうけれども、そういったものというのは人数が多くなってくれば、あの人もやっているのだから私だって出来そうだとわというような感覚になってくると思うのです。町長、今、無理な面も有るとするようなニュアンスの話をされましたけれども、これは町長がやりたいのだ、やるのだと言え、各担当の課長、あるいは課長補佐の人達は、人選段階ではそれらの人々もこんな人どうだろうかというような話をするのだろうけれども、それらの人々の頭の中でこの奥さんはどうだろうか、この女性の方はどうだろうかということで、最初から女性の方をターゲットにしながらの内容に考えてくると思うのです。そういった意味で町長のやる気があれば、僕は無理ではないというふうに思っております。特に教育委員会で高松委員長が辞められる時に沼田は欠員でいくのだというような話をされました。私はあえて全員協議会の時だったですけれども、是非とも女性の教育委員を任命してくれと、別に植木さんが気に入らんとかそういう意味ではないのですけれども、女性の方、高松さんがおられなくなってから、この議場は全員男になってしまって、ちょっと殺風景でもあるのだけれども、要するに女性から見た観点というものがこの議場から何も生まれてこないというところにきっと問題も出てくるのだろうなというふうに思っております。そういった意味では是非とも女性の教育委員さん、あるいは、僕は公平委員さんだって監査委員さんだって、それから、選挙管理委員さんだって、場合によっては、山田さんに怒られるかもしれませんけれども、交通安全指導員だって女性の方がやってやれない仕事ではないでしょうというふうに思っております。なにを隠そう、例えば、家で言えば一番偉いのは女性の方でして、とてもではないですけど、理論的に絶対に敵わないような素晴らしいご意見を持っておられる女性の方、いっぱいおられると思うのです。そういったものについて、最初から無理とするのではなくて、是非とも登用するのだというような形でやっていただきたいと思いますけれども、やはり無理でしょうか、町長。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ちょっととらえ方があれかもしれません。私は無理だと言っているのではなくて、逆に登用したいのだけれども地域、あるいは家庭の理解が得られないか、あるいは本人も職を持っている方だとか、いろんな事情が有って受けられないというのが実態だろうと思うのです。いろんな委員の委嘱をする時に担当の方からも私の方からも是非女性の発掘をしてくれということは言っておりますので、かなり挙げてくるのですけれども、個別に当たっていくとほとんどそれが崩れてしまう。それが実態だと思うのです。それと、ごく最近、ある会合に出ましたら、女性の方が発言しておりました。まちづくり懇談会、私も出たいのだけれども、一家から一人出ていれば良いと言われる。俺が出ているのだからお前は出る必要はないと言われる。これははっきり言っていました。ですから、依然とそういう傾向があるのかなという

気が致しますので、私共としてもそういういろんな機会に男性側の理解も求めなくてはならないと思いますし、地域全体の中でどういうふうにしていったらいいのかということもこれから工夫しなくてはならないと思っております。

しかしながら、例えば、ポートハーディに派遣団員なんかを募集しますと、個別にそういう自分の意思で参加するものについては、圧倒的に女性が多いのです。ほとんど男性は手を上げません。これは、中学校の生徒も同じです。高校に行っても同じです。一般社会の女性も同じです。ですから、自分の意思で参加できるそういうものについては積極的に参加しますけれども、1つの委員という名前が付いて社会的に何らかの役割を背負わされるということになると、お父さんにも相談し、あるいは家庭の状況も考え、あるいは自分の仕事の状況も考える。そういうようなことをやっていく結果、最後には私はちょっとということになってしまうのかなという気が致しますので、その辺、課長会議でも論議しましてどういう方向で女性をどんどん登用できるか、挙げるべきだという論議をさせていただきまして、そういう方向に是非努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、10番。

○10番（中村保夫議員）是非、そういった方向でお願いをしたいというふうに思います。それと先程、質問しなかったのに町長、答えてくれたのですが、今、この本庁舎の中で女性としての管理職が1名、それから係長クラスで12名でしたっけ、それらの方がおられる。僕はこの前の人事発令で、そろそろ女性の課長も生まれるのかなというふうに結構楽しみにしておったのですが、恐らく、この町始まって以来、女性課長というのはまだ出ていないのだろーと思いますけれども、僕は人材はもう育っているのだろーなどと、ここにおられる課長職の方が悪いとかそんなことは言いませんが、先程申しましたように町政を考える時に男が考えた女性のための政策というよりは、やはり女性が考えた半分女性がいる社会、あるいは女性が考えた男性社会、そういったものの視点が新たに加わらないと僕らみたいなだんだん頭が古くなっていくような人間にしてみれば、新しい展開というのは全然考えつかないのだろーなというふうに思っております。そういった意味でも今度の人事発令で、来年の4月が選挙ですからもう1回位の辞令発令はあるのかなというふうに思っておりますけれども、その時に女性の管理職、あるいは課長が誕生するのかなどうか。明言は出来ないでしょうけれども、是非とも誕生させてほしいと思うのですけれども、町長として今のところどう思っておられるか、お聞きをしたいと思います。人事権に関してガチャガチャは言いたくはないのですけれども、そういった気持ちが有るのかなどうかだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）現在、昔の係長、今の主査級の登用と管理職の登用について

は、今年度からそれぞれ各課長から推薦をいただいて面接、あるいは作文等を併用した登用試験をやっております。その中で総合的に判断をし、登用するしないを決めている訳であります。ここ数年、従来どちらかというと女性の職員というのは、例えば、私共は長い間勤めていても係長になるというあれではないのだという意識が強かったのだと思うのです。ですから、自然と仕事のやる意識が男性と女性とでは大分意識の差が有って、かなり同年輩で入っても男性の方がずっとリーダー的な役割を果たすようになって成長する訳でありますけれども、最近自分達にもそういうチャンスが有るということを分かってきていますので、盛んに勉強するようになりました。男性と同じように発言もするようになりました。ですから、そういう方向に今動いてきていますので、恐らく女性の管理職登用というの、今1人ですけれども、それなりの数が誕生するだろうと思いますし、やがてそういう有能な人材の中から女性の課長というのも誕生するだろうというふうに思います。それは私共、公平な目で見て本当に相応しい能力と知識が有るなということであれば、人材として評価されれば登用というのは早まってくるのではないかというふうに思いますが、今質問のようにいつからだというようなことはちょっと明言出来ない、それだけのご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、次、12番、橋場議員。国政に対する態度について、憲法、郵政について、質問してください。

○12番（橋場 守議員）実は、この、私、アメリカの要求によってと書いて書かれているのだけれども、憲法の改正だけでないのです。毎年、アメリカから経済財政問題でもって、日本に対して要望書というのが来るのだそうです。それは公文書らしいのです。それによって、小泉内閣がやってきた、彼は改革と言っているのだけれども、医療法の改悪から郵政問題から、全部大体それに従って実行に移されているように言われています。それは、要望書なんかではなくて、完全に命令みたいな形で来ているというのをテレビでもやっていましたけれども、そういう意味で憲法改悪は、正にアメリカがなんとしてもやっていかなくてはならない、してもらいたいという中身だと思うのです。

私、前にも答弁いただきましたから、長い年月かかったのでいろんな変化があるので、合わなくなった部分があるのではないかと、こう町長、答弁されていましたがけれども、私、ここに資料を一杯探してみたのです。これは教育長にも答弁していただくものと同じ中身なのだけれども、例えば、教育基本法というのがあるのです。この教育基本法というのは、これでいうと2ページぐらいしかないのです。そして、その下に色々な法律があります。教育基本法の次に、社会教育法というのがあります。教育の中にね。これについては、この法律の目的ということで、この法律は教育基本法に則り社会教育に関するうんぬんと、こう書いてあるのです。ですから、憲法

ですべてのものを書く必要がないのです。で、もう一つの法律があります。義務教育学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法というのがあります。これも、この法律は教育基本法に基づき、となっているのです。それから、学校教育法というのがあります。これらも、そういう教育基本法に則って色々作ったわけなのです。そうすると今のいろんな、科学が進歩したとかなんとかと言いますが、そういうものに合ったものを新たに法律を作ることが出来る訳です。そういう意味から言うと、私は憲法を読んでみて、どこが古くなったという所、見当たらないのです。

そういう意味で町長、こういう今の社会情勢の中を見たら憲法に合わない事態が一杯あると、ドイツの人がラジオで言っていましたけれども、憲法の問題について、日本国民が取る立場は2つあると言うのです。1つは憲法の本当に条文に従った世の中を作るか、もう1つはその憲法から規定しているいろんな民主的なものから外れたものがドンドン進行している。だから、これに合わせた憲法を作る。この2つだと言うのを発言していました。私はやはり現状をみると憲法の条項に、例えば、自殺があったり、本当に惨憺たる状態です。これらは、憲法で本当はもっと守られる条項がたくさんあるのです。それは、私が言う前に町長は行政の経験者ですから、読んでわかっていると思いますけれども、それらのことを直す方向の方が大事ではないかと、こういうふうに思うのですが、町長のそういう憲法改正に対する認識の問題をちょっと聞かせていただきます。簡単に。

○議長（吉田好宏議長）橋場議員。郵政についても続いて。

○12番（橋場 守議員）これね、この間、町長いない時、助役と会いまして、実際に苫前の方ですか、幌延かな、どこかでもって日本郵政公社が北海道の自分達の役人を使って町に申し入れをしているのです。是非、要するに合理化に賛成してくれと、配達業務を1カ所にまとめてくれとかと、そういうのを民営化始まる前にやってきているのです。こういうことには断固反対していくべきだと思いますので、町長はどういう考えを持っておられるかお聞かせいただきたい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）1点目の質問の憲法の関係につきましては、私、前に答弁させていただいたのは、一方にはそういう考え方もあるという論議がなされているので、というふうに答えているだろうと思うのです。私の立場で良い悪いという表現はあまりしたくないという答弁をしたつもりでいるのですけれども、同じように橋場議員さんは憲法に合わない状況を直すのが先だという考えのように今お聞かせいただきました。しかしながら、国政の場では、今おっしゃられる9条が、やはり現実には合わないのだということが圧倒的に今の議員の構成の中からいって多いわけです。その辺を私共としては、いろんな政治家、政治評論家の皆さん方の意見を聞きながら、国民の皆

さんが判断をしていかなければならない立場だと思うのですが、依然として現実には憲法9条に合わないような実態というのが、やはりあるということは、これは橋場議員さんも承知しているのだろうと思いますが、私はそれが本来あるべき姿なのだとすれば、やはり改正をなさいという意見もまた一理あるのかなと、しかしながら、今おっしゃったように、ドイツの例を挙げましたけれども、間違っているのだから、元の状態に戻すということも一つの方法かなというふうに思いますが、いずれにしても、この日本の憲法というのは、世界的にも平和憲法の最たるものだと言われている部分もあるようですから、もっと国民的な論議をしっかりとやってやるべきだと思うのです。何か急ぎ過ぎた感じがあるのかなという感じが致します。これは、これからまだまだ論議出てくるだろうと思いますけれども、そういう過程でそれぞれの政党が持っている考え方を国民にドンドン表明していただいて論議をし、国会の中でそれを決めていただく、そのことが大事なのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、郵政の2番目については、これは私は最初から反対という立場をずっと持っておりまして、しかも今、民営化を目の前にしまして、集配郵便局が、幸い沼田の名前は載っておりませんが、この周りもほとんどが集配無くなります。この実態を見ますと、最初に民営化しても、今の体制を崩さないよと言ったこと自体がすでに壊れてきている。こういうことを考えますと、将来的には、まだまだ郵政の合理化というのは出てまいりまして、地元の沼田の郵便局も恐らく集配をやらなくなるだろうし、いろんな業務が半分以上になってしまうのかなという気が致します。過疎地では唯一の金融機関でもあったり、いろんな役割を果たしていただいている郵便局ですから、これからも、そういう地域に郵便局が健全たる体制で残るように町村会等とも協力しながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（吉田好宏議長） 12番。

○12番（橋場 守議員）町長、9条のこと取り上げて、実態に合わないと言うけれども、9条は最も、私達は守らなければダメだという中身になっていますけれども、生活権の問題や何かで本当に憲法守られていると思いますか。私は、そういう意味で9条だけではなくて、本当にもっともっと国民の生活が豊かにならなければならないし、税金で言えば、応能主義ですよ。それが完全に崩されてしまって、大企業の税金はドンドンまけてやっている。例えば、農家の人達が消費税が1千万まで下げられてしまって、これにまだ法人税も付けると言われてきているのです。どれだけの低所得者をいじめたら気が済むのかなという位、腹立つこと、いっぱい出ているのです。

そういうことは、憲法には書いていないのです。常に衛生的な面でも、それから社会福祉の面でも向上に努めなければならないと言っているのです。何も向上に努めていない、ドンドン悪くする方向に行っている。だから、こういう方向に合わせる憲法

改正というのは、いいのかという、そういうことで立場として言えないというのはおかしいのです、本当は。

憲法というのは、国民を縛る中身ではないのです。総理大臣から、国会議員から、そして町村長も全部含めて、政治をやる立場にある人達を縛っているわけです。それから言うと、非常に間違った方向に、国の経済や社会の状況がいつてしまっているのではないか。私はそういうふうに思うので、それをキチンと捉えないと闘いが起きないと思うのです。

町長は、やはり傍観者的であるべきではないと私は思っているのですけれども、是非、そういう立場に立ってほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）橋場議員さん、おっしゃるように憲法自体で改悪と言いますか、そういうのは、今、論議されているのは、9条がほとんどですね。一般的に議員さん、おっしゃるようにその他は別に憲法が決めているわけではないので、細かいところまで決めているわけではないとおっしゃっていますから、私共はその憲法に沿った、キチンとした日本の政府の在り方と言いますか、そういうものを尊重しなければなりませんし、その枝葉に入りますと憲法の下にある、いろんな生活面だとか、いろんな面では、私共、個別に反対せざるを得ない部分というのは、かなりあります。しかしながら、そういう枝葉にある部分までも憲法が言っているわけでは… 憲法は大枠の在り方を規定しているわけですから、それ自体で論議になるのは、私の認識としては9条だけなのかなと、そういうふうに捉えて先程もお答えしたわけであります。その他の枝葉に分かれるような、そういうものについては、個々に判断をしながらやっていく。この後に出てくる医療制度の問題ですとか、様々なそういうものについては、個別に対応させていただきたい、そんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）2回で止めようと思ったけれども、町長、違いますよ。憲法25条の中、枝葉のことでなくて、健康で文化的な最低生活を営む権利があると言っているのです。そういう権利も全然無くなっているでしょう。その他に枝葉の問題として、生活保護だとか介護保険だとかあると思うのです。だけれども、憲法25条では、基本をちゃんとそうやって言っているのです。それと、更に衛生面とか、社会福祉で、常に政府は向上を努めなければならないと基本で書いてあるのです。枝葉でないのです。私は、そのことを言っているのです。だから、基本になっている部分で合わない部分を憲法に合わせるべきであって、これは改悪するべきではないと考えます。

それから、憲法9条のことで私達共産党は、自衛隊については憲法違反ではあるけれども、国民に一応定着しています。災害救助とか何とか出ていますから、だから、

私達は一変にこれを無くするなんてことは言っていないのです。ただ、憲法違反であるということは、はっきりした上で。ですから、それが憲法改正されますと、これは大変なのです。アメリカが、ソ連が潰れた時に何て言ったかと言ったら、それまではソ連が危険だからと言って、軍備を拡張していた口実になっていたのです。ところが、相手が無くなったのです。そして、探したのが、世界にはならず者国家があると、そのために我々は軍備を縮小するわけにはいかないのだと言って、盛んに戦争を仕掛けたり、日米の軍事訓練を一生懸命やっているわけです。ですから、私はそっちに合わせられたら困るという意味で9条の問題を捉えているのです。

水掛け論になると思うので…。町長、どう思いますか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）私言っているのと、議員さん言っているの、ちょっと噛み合わないのですけれども、今言った25条で、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、あるいは2項にまだありますけれども、私はこの部分は改正する必要はないと言っているのです。議員さんは改悪だと言っているのです。だから、私はこの改悪という部分というのは、9条しかないのではないですかと私は言っているのです。その他の部分は、こういう大まかな憲法のその下で受けた時に、どういうふうに行政が執行しているかどうかという部分に関わってくるというふうに私は捉えているものですから、その部分はその部分で対応していかなければならないのかなというふうに、先程お答えしたつもりです。

ですから、憲法全体の流れの条文を見て、そう、この憲法を改正する要素というのは、あまり無いのかな、論議になっているのは、やはり9条しかないのかなと、私の受け止めだというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）12番、次に入ってください。

○12番（橋場 守議員）次に入ります。

○議長（吉田好宏議長）国政に対する態度について、障害者自立、介護、医療制度。

○12番（橋場 守議員）医療制度の改悪について強行採決されました。参議院でも。衆議院で強行採決されて、相当国民の批判はあったのだけれども、数を頼りにして医療法は改悪されました。

改正、改正なのです、すべて。それが実際に、それによって対象になる人達が良くなったのかというと、私は全部悪くなっているような感じがするのです。で、障害者自立支援というのは、私、去年、大沼議員と北空知の要請団で行った時に、障害者の人達が車椅子を出して反対の座り込みをやっていました。何で自立支援なのか、自立支援ではなくて、原則的には、基本的には障害者支援法では施設を利用したり何かすると1割負担になっているのです。この間、私達の集まりの中で言われたけれども、これまでタダで、助産所だとかそういう所、利用していたのです。そこに行って働い

て、この制度改悪された後に、そこに行って働いたけれども、最後に給料をもらったからマイナスだと言うのです。働いていて実際マイナスで、もらう金が無くて払わなければダメだ。こんな馬鹿な自立支援なんか有り得ないのです。施設を利用出来なくなった人がたくさんいるということを実際に聞いています。やはり、元に戻すように、更に良くするようにやっていただきたいなと思います。

それから、介護保険も、これちょっと色々と長くなりますから、何だか制度、色々変わって、例えば、ケアマネージャーの人が持てる利用者は8人しかいないと、8人で限度を決められてしまって、それ以上申込みあっても対処出来ないような状況になるとか、それから、生活支援に行ったら1時間以上はタダ働きになるとか、そういうようなことを改悪されていって、実際には支援受けられないような、介護保険制度を使えないような状況が生まれているというので、これもやはり同じように老後安心出来るような内容にすべきだという点を主張していただきたいと思っています。

医療制度で言うと、例えば、療養型病床に38万ベットがあるらしいのですけれども、それを6年間で23万減らすということ等や、高齢者の医療がいっぱい色々と変えられました。今まで1割負担であったのが、今年の10月からですか、2割負担になったり、現世代並みの収入のある人は、一変に3割にされてしまうという、とんでもない医療抑制があるような改悪されました。これもやはり、十分福祉を受けられるというような内容に、それと保険の効かない医療が大幅に増えたのです。例えば、風邪引いて病院に行っても保険が効かないとか、千円以下は保険が効かないとか、そういう中身だったらしいのですけれども、こんなのではとてもではないけれども、早期発見、早期治療、すっかり治ってもらうというのは、そういう方向と逆行しているのではないかというふうに思っています。是非、これらについて、強力な反対の姿勢をとって欲しいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）この障害者自立支援法をひっくるめて3法については、町村会も反対をしております。制度の改正と言いますか、もう少し現実に即した、そういうものに改めるようにということで、今、盛んに運動をしておりますので、これは原則的に、橋場議員のおっしゃるように、私共としてもちょっと無理がある改正だったのかなというふうに思っておりますから、今後も引き続きそういう努力をしていきたいというふうに思います。

特に最後の医療制度の改悪というとなれなのですけれども、これは私共の厚生病院も非常に大きな影響を受ける。昨年までは、厚生病院も診療所では厚生病院として受けませんということで改築を言ってきたのでありますけれども、今、この制度が通って、一般病院は約1億2千万から2億近い赤字、1病院がですね、なると、そうすると従来、病院が言っていた3分の2の負担だけでは済まないというのです。それ

と、看護師が集まらないだろう、要するに今までは介護療養型と一般病棟で1人ずつの看護婦さんで2人で宿直をしていたのを、今度は4名でしなければダメだと、4名ですという人と人員を増やす関係でそれだけの需用がない。そういうようなことが非常に大きな問題になっているということと、やはり診療報酬がこれだけ下げられますと、病院としても、今、言いましたように沼田の病院で1億5千万と言っています、今。そうすると病院は維持出来ないだろうという考え方も若干出てきています。ですから、診療所でも最悪の場合、やむを得ないというような言い方もしていますので、これも私共を始め、一般の市町村にあります10病院、これが連携取って厚生省に反対の陳情、要するに過疎地は特例でもう少し緩くしなさいということもひっくるめて、今、やる予定をしております。たまたま、先般、ある代議士の所に行っていると、厚生連の武田会長がその要望で各箇所を歩いていました。その時に一緒に来いと言うから、一緒に入ったのですけれども、言葉は、これだと過疎の地域で病院経営はやるなということだとはっきり言っていて、これを何とかしないと、北海道のようなところでは病院無くなってしまいますよという位の発言をしておりました。ですから、この医療制度については、特に私共も反対をしながら、自分達でもこういうような特例措置を設けてほしいということの運動も重ねて進めたいというふうに思いますので、この3点については、橋場議員さん、おっしゃるとおり、私共も町村会挙げて、冒頭申し上げましたように反対しております。そして、それを改正するように今、行動しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）12番、よろしいですか。

○12番（橋場 守議員）次の問題に移ります。

○議長（吉田好宏議長）町職員の給与について、お願い致します。

○12番（橋場 守議員）3月議会で町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、この時点で本当は強力に反対しておかなければならなかったのですけれども、十分勉強していなかったために今回しなければならなくなりました。これを見ますと一体誰が、職員の号俸に属する職務に…、その前ですね。同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給、号俸数を4号とすることを標準として、とこうやって、良好な成績でと言うのですけれども、私、これ、物を作って、あるいは保険に歩いて成果を上げるというのは、これは評価のしようがありますけれども、町職員というのは住民に対する奉仕をしなくてはならないのです。そういう仕事をどうやって評価するのか、これは北九州のことですけれども、前に新聞に出ましたのでお分かりだと思いますけれども、9月30日に高熱、スイイはキュウシ状態、食料は二男が日持ちするものを差し入れている。ペットボトル有り、男性の口から生活保護の申請した旨の発言があった。これはずっと死に至るまでの記録が書かれてあるのですけれども、要するに生活保護を申請に行ったら、ああだこうだと言って申請書も渡

さない状況が出たのです。そうすると、生活保護を受けさせるといろんな町の持ち出しもあるということですね。それから、国の指導というのは、民生委員に対しても自力更生ということなのですよ。言葉は良いのですけれども、我慢しなさいと、何とかならないかということなのです。兄弟は居ないのか、親は面倒を見てくれないのか。そういうことでもって本来個人の生活を憲法で保障された形で守ってやらなければならないのだけれども、そういうことをドンドンたらい回しにして生活保護申請書を渡さなかったのです。申請書を渡すとちゃんと出されるから、そうしたら必ず審査をしなければならないのです。そうすると、その人は完全に生活保護が当てはまるようになっていく。それを結局拒否されて、兄弟からパンをもらったり何かして食いつないでいたけれども、電気は全部切られてしまって、そして餓死してしまったのです。経費を削減するという立場から言ったら、そういうことをした人が優秀な人物になってしまうのです。滞納が有った、無理矢理取り立ててくる、サラ金並みにね、取り立ててくる。こういう人が優秀な成績になってしまうのです。本来、町民に奉仕すべき立場の町職員がそういう惨いことをしなくてはならない立場に立たされてしまうのです。そういう意味から言うと私は条例は有ったけれども、町長、今までとおりの方向でみんなにがんばってもらうという方向で、これは当面実施するのは棚上げにするべきではないかと、そういうふうに思うのですがいかがでしょうか。

それから、このページの2番目に皆さんには書かれていないかもしれないですけども、最初に玄武岩の登山道のことを質問しようとしていたのですけれども、事情がありましてこれは取り消させてもらいます。というのは、この出張所なのですか、そこ独自で考えて登山道、設置してくれるらしいので、出来ればここでやらないでほしいというように言われましたので、取り消させていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まず、誤解をされては困りますので、従来から職員というのは勤務成績の良し悪しというのが従来からやっていることです。勤務成績が良い場合でなければ昇給しませんので、たまたま今回は国の基本的な考え方で改正がなされて、国家公務員がそういう方向にいったのでそれに準じて地方公務員もそういう扱いをなささいという、そういう考え方で条例の改正をした訳ではありますが、極端な例だと思ふのです。生活保護を受理したら成績が悪いというふうに判断されるなんていうのはちょっと私共では日常考えられないケースです。ですから、今、勤務成績を取り入れて評価をして職員の給与昇進等をやるということに対して、恐らく、どうでしょう、町民の皆さんそれを聞いたら今までやっていなかったと言って逆にびっくりするのではないかと思うのです。ですから、慎重にやるべきだということは私共も判断しておりますので、今、細部に渡ってどういう評価をする基準を定めるか、そういうのは原案的にすでに総務課の方で作成していると思いますので、その辺を十分私共も研鑽し

ながら近隣との連携を図りながらどういうふうな方法で評価をし、その基準を当てはめていくかというようなこともお互いに勉強するように今言っておりますから、そういう中で現在の基準等を進めていきたいとそんなふうに思っております。これは時代的な流れ、背景がありまして、もう、今、1つの自治体で止められるような状況ではないというふうに私は理解しております。逆にそのことを実施しないとすれば、今、総務省は交付税の算定の時にいろんな確認事項をやられております。例えば、定数削減をきちんとやっているかですとか、いろんな面でそういうチェックが入る訳であります。野放しで今のような状態の勤務評定をやらないでいるとすれば、当然、そういうような該当項目にまた出てくるだろうというふうに思いますから、何度も申し上げておきますけれども、公務員もそういう時代の中にあるということで、これはやらざるを得ないのかなとそんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。また、実施にあたっては慎重を期してやっていきたいとそんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）成果主義賃金というのは、民間の大企業から初めているのです。今、それが弊害になって困った困ったというのが実情らしいです。町長は国が決めたからそれに従ってと言うけれども、現段階では北空知の5町では沼田町だけです、この条例改正をやったのは、他はまだやっていないのです。なんで急いでやったのかなと思うのですけれども、やっていません。それで、やはり、勤務評価、良く働きなさい、一生懸命がんばろうというのは、お互いに団結しあって町長や幹部職員を信頼して、よしやろうと、町民のためにならこれやろうという方向でいけば良いのですけれども、国のそういういろんな働きがあって評価しなさいと言われてくると、やはりそこにいろんな歪みが出てくると思うのです。言ってみれば、こんなことは無いだろうと思いますけれども、ごますりというのもし出てくるだろうし、そういうことが無いように、何人かの評価ではなくて全職員の中で、例えば、労働組合が、よしこんなことでやろうと決めたりして、その評価によって、4段階に分けたのだから、実際に。考慮に入れますと言ったって実際に4段階に分けたのです。1段階を4段階に分けた訳ですから、号俸ですね。1号俸だったのが4号俸になった訳だから、そうすると、必然にそういう成果主義が出てくるとしたら、評価せざるを得ないというような状況になったら、注意してやるということなのでそれ以外に言いよう無いのかもしれませんが、是非、企業がやっているような評価主義に陥らないようにして、町民に奉仕すると、福祉やいろんなことで奉仕するのだという、その立場を念頭にキチッとおいて実施してほしいなと希望を申し上げたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）念のために申し上げておきますけれども、私の方で聞いてい

る情報では北空知管内は、現在やれないでいるのは深川市、これは組合との関係があるのでしょうかけれども、深川市はまだやれる見通しにたっていない。妹背牛は1年間ずらしましょうと。あとの町村はやりますという考え方で聞いておりますから、沼田だけでなく、逆に言うと北空知の5町の中の1町が遅れるというだけで、あとはやるということでありますからご理解いただきたいというふうに思います。

○12番（橋場 守議員）ちょっと聞きたいけれども、やるということは決めているけれども、条例に実際したのですか。実際に提出して条例になっているのでしょうか。

○町長（西田篤正町長）条例出ているそうです。

○12番（橋場 守議員）この間、聞いたら、そんなの無いわとどの議員も言っていたから。変だな。

○町長（西田篤正町長）妹背牛は、今言ったように1年遅れるということですから。

○議長（吉田好宏議長）休憩致します。

休憩 14時09分

再会 14時09分

○議長（吉田好宏議長）再会致します。次、橋場議員。駐車禁止、町村合併。これ2つについて。

○12番（橋場 守議員）商工新聞というのがありまして、これは民主商工会というところの全国組織が発行している新聞なのですが、沼田では実施されないけれども、駐車違反がすごく厳しくなって、もし、それ沼田で警察官がやろうとすれば、その民間の職員を使ってやっていると同じようなこと出来るでしょう。そうすると、今日は駐車違反取締り日だということになって実施されると、相当、駐車違反が捕まってしまうのではないかなと思うのです。本通3丁目は、片側駐車になっているのです。そういう方向を今から、駐車禁止になっている場所に措置を出来ないのかどうか聞きたいのです。全商連では、警察署に申し入れしました。そうすると、警察署では許可証が発行出来るということの回答があったそうです。ですから、もし、そういうことが出来るのだったら、ここの警察署に対しても宅配の人達が駐車している時には許可をしてもらおうとか、そういうことの対応をしておいた方がいいのではないかなと思うのです。

それと同時に、私は沼田町の駐車禁止のところを見まして、実際には駐車してあっても交通にほとんど障害になるような状況がないのです。ですから、逆に速度さえキチッと守ってもらえば、あまり障害になっていない部分がある。その辺りは、駐車禁止を解いてもらおうとか、そういう措置は出来ないものかなと思って、今ちょっと質問をしたわけであります。とにかく、出来れば、月15日に分けて交代交代の駐車禁止

と駐車出来るのと、取れないのかどうか、是非やるべきでないかと思って質問致します。

それから、市町村の合併推進構想について、これは是非とも抵抗するべきだと考えます。と言うのは、すべての合併に反対という立場を取っていません。押し付けの合併は絶対にダメだという立場を堅持してほしいなと思うのです。いろんな地方自治法や地方交付税法何かを見ましても、地方自治の本旨に基づいて何々をするというようなことが書かれているのです。ところが、その本旨というのが曖昧になっているのです。これは、1964年に憲法調査会の報告書の中に、地方自治の本旨は団体自治と住民自治の2つからなり、それはまず第1に住民の権利の拡充、それから、地方公共団体の自主性、自立性の強化、3つ目に地方公共団体の行政の公正確保、これが本旨だと言われているのですが、今、強制的に進められている合併のやり方というのは、正に地方自治の本旨に基づかないやり方ではないかと思うので、是非とも、これについては、合併するところはして下さいと、しかし、それを押し付ける何ていうことだけは、強硬にやっていただきたいなと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）駐車禁止の関係につきましては、住民生活課長が警察署の方に問い合わせをして確認したことを申し上げたいというふうに思いますけれども、沼田警察署でも民間の、今の導入している駐車体制ですね、これは導入することは出来るのだそうです。やはり民間委託の導入を拡大していく、その方向性は変わりがないということで、今後そういうような方向へ、田舎にもそういうのが来るだろうというように回答しているそうです。

お話のように3丁目のように、月の半分、交代にということ、これは非常に今後そういうことは難しい状況になって簡単には出来ないということの回答があったということですから、もし、それ以上詳しいことがご質問あれば、また、住民生活課長の方から答弁をさせたいというふうに思います。

それから、町村合併につきましては、学者の先生も合併を強制するということは、今の地方自治法上は出来ないということは、はっきり言っているのです。しかしながら、要するに兵糧攻めです、交付税をドンドンドンドン絞り込んできて、夕張もあれ程立ち行かなくなってきたのは、交付税がドンドン減額する中でああいうふうになってきたのだらうと思うのですが、そういう方向性は今後とも変わらないだらうというふうに思います。北海道も知事は町村会に対して、そういう強制はしないというふうに断言をした発言をしているのですが、実際には道の幹部との会合で知事が発言しているのは、北海道の役割を果たすとハッキリ言っていますから、それはやはり、ある程度、国の方針に従って、市町村に対していろんな働きかけをするという意味だらうというふうに思います。しかしながら、私共、法的な改正がされてやむを得ず合

併をしなければならない場合も想定されますけれども、当面は、今の財政状況、今年の決算の状況を見ても、ある程度そういうものに対処できるというふうに私は判断しておりますから、そういう方向で今のところは自主的な判断をするつもりでおります。しかしながら、将来に亘ってそういうことが完全に保障されるということがありませんので、もし合併になった場合にこの地域をどうするかということも頭に置きながら進めていきたいのと、当面は5町で進めている広域連携を軌道に乗せて、5町が本当に手が組めるような、そういうようなことの話し合いを強力に進めていきたい、そんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）12番、よろしいですか。次、農業の振興について、お願い致します。

○12番（橋場 守議員）新しい農業政策を全面的に実施するつもりでいるのでしょうか、どうでしょうか。しなければならないのかもしれませんが、実際に例えば、品目横断的経営安定対策については、これで本当に沼田の農家全体を守っていけるのか、どうかなという私はちょっと疑問に思っているのです。

例えば、平成16年、17年、18年の3年間の間に対象になる4品目を作付けの実績が無いと、その畑なのです、個人ではなくて。その畑の所にそういう実績の無い所には、麦を蒔こうが、大豆を蒔こうが4品目を作っても補償が無いということなのでしょう。

それだと、例えば、農地を買いたいな、規模を拡大したいなと思う人がいて、新たにそういう所を買おうとした時に、作付けの実績が無いためにそこでは麦を作っても何の補償も無いと、補助が無いということになったら農地流動化もままならなくなるのではないかと思いますのです。そういうことらしいのです。私、どうも分からないのですけれども、そうすると、この3年間の実績があれば、大豆、麦を作った実績がある田んぼには、その人達が人参を作ろうが、大根を作ろうが、今まで通りの横断何とかの援助があるということらしいのです。こんなこと、本当にいいのでしょうか。それで、そういう実績の無い人は、これから大豆作ったって、麦作ったって、全く採算取れないわけです。そうしたら、その人達は、どんなに米の転作の割付が来られても、やっていけないからと言ってそこらに全部米を作られたら、実際、米余り、本当は余ってはいないのですけれども、米余りが出てくる。なぜ、余っていないかといったら、食べない米をドンドン輸入していますから、余らせられているのですけれども、そうすると実際に今、担い手として援助を受けている転作に協力する人達も、実際には、もうやっていけないのだからと、転作をやめて米をドンドン作って、産直で安く売られたら、米価ドンドン下がっていくのではないかと思いますのです。そういうことでいうと、これでいいのだろうかとは私は心配になってくるのですけれども、そういう心配は無いのでしょうか。

自給率は、きっと向上しないのではないかと、農民の立場に立った学者の人は言うのです。「ゲタ」とか「ナラシ」とかで見当のつかない言葉が出てくるのですけれども、ナラシでやられると全作物が標準よりもずっと豊作になれば価格が安定して農家の人の収入も増える仕組みになるけれども、ナラシでやる作物がうんと不作になって、その分が全部でならされると標準の9割まで達しないと、その補填がされないというわけでしょう。そうすると、上がる例はないと思うのです。

ですから、そういう意味からいっても、山田 何さん、だったかな、北大の名誉教授の人が言っていたけれども、これでやると農家の人の生産意欲を削ぐよという話でした。そういう事態にならないのか、どうかなというふうに考えるのですけれども。

それと、1つ町長に聞きたいのですけれども、日本の食糧自給率というのは、餓死者が出るとか何とかと言われている北朝鮮の自給率よりも低いのだそうです。調べておられると思うので、北朝鮮の自給率と日本の自給率、これを教えてほしいのですが、世界の飢餓問題になっている時に、世界の人口のわずか2%の日本が貿易に出回っている農産物の世界中の10%を買い占めているのです、人口2万人の日本が、貿易で各国から輸出されるものの。それ位、日本は他所の国から食糧を入れて、結局、自給率は少ないけれども、日本人、餓死しないでいれるのは、こういうことが原因ではないかと思うのです。ですから、それ辺りをキチッと改革するような農業政策を要求すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、6番目に季節労働者、18年度ですから、来年の1月、2月に講習をやりますと、それで切れてしまうのです。その後の対策はほとんど立てられていなかったのですけれども、最近、私達の組織している労働組合で何回も政府交渉をやっているのです。北海道の出身の農家の議員の皆さん周って、是非、季節労働者の対策を考えてくれと、政府に要求してくださいといって大運動をやっていたものですから、それが功を奏してか、何かやらなければならないような状況になっているのだそうです。是非、新たな対策を立てさせるためにも、運動を町村会の中でもがんばっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）品目横断的な経営安定対策と資源保全対策をひっくるめて、町村会としても、もう少し制度が良くなると言いますか、本当に農家のためになるような制度にしてくれということで、それぞれ要望しておりますし、今、管内的には、どうも1つになれませんが、北空知の町長会から空知の町村会に挙げまして、管内的に行動しようということで持ち上げたのですけれども、役員が道の町村会に持ち上げる程度で終わってしまいまして、それでは北空知管内のおかれている水稻農家の状況というのは、非常に厳しさがあるので、これはやはり独自にやるべきだということで今回、北空知、深川市も入っていただくだらうと思いますが、道と国に対して、北空

知の広域圏としてそういう要請、もう少しいい方向へ改正をしてくれという、この後の環境のあれもそうなのですけれども、併せてそういう対応をすることになっております。

ただ、農業振興課からもらいました資料によりますと、農協はすでに去年の１２月に営農相談か各農家の説明を終わらせておりまして、この新しい制度に対する取り組みと言いますか、そういうものを説明しているようでありますから、１８年産もカウントするというふうに言われておりますので、そういう対応は農協として農家の皆さん方に十分説明していただいているという、私共は理解をさせていただいております。更に農協としては、沼田の場合、どういうふうにしたら一番農家の皆さん方にいい状況になるかということも併せて、今、検討中だというふうに言っておりますので、農協さんとも良く連携を取りながらそういう対応をしたいと思いますが、いずれにしても、農協さんはゼンチュウを通じてすでにこの制度を了解しているのだらうと思うのです。私の推測ですよ、これはあくまでも。ですから、なかなか町村と協同歩調というわけにはいかないのかなというふうに思います。したがって、私共としては、町長会をもう少し動かして直接働きをかけて、これから始まります水環境事業についても、非常に当初言った事業の範囲から縮小をかけてきまして、厳しさが出てきていますので、併せてそういうものも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

自給率の関係については、事務方から来ると言っていたのですけれども、来ていませんので、もし、農業振興課長、持っているのだしたら後でお答えしたいと思います。

それから、季節労働者の関係につきましては、今、発言のように知事を先頭に市長会、町村会、全部６団体入りまして、反対と言いますか、それと継続をしてくれという要請をしておりますので、これはその動向を見ながらまた町村会も動いてくれると思いますから、北海道にとってこの制度が無くなるということは、非常に道の財政上も大変だということを、道の幹部も言っていますので、恐らく相当強力に取り組んでいただけたと思いますから、その辺の動向もまた確認して対応したいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）１２番、よろしいですか。農業振興課長。

○１２番（橋場 守議員）中田君にちょっと調べておいてくれと言ったのだけど、来ていない。

○農業振興課長（矢野 潔課長）ちょっとその辺、連携が悪くて、話を聞いていなかったわけでありまして、いずれも日本を含めて自給率は非常に低い。特に我が国は４０％、これを４５％に新たな目標として定めているわけでありまして、現在の４５０万ヘクタール、この田畑から地縁地等を除きますとそういった面積になるわけでありまして、国内の１００％には現在農地の約３倍程度確保しなければ

ば、その自給率達成は非常に難しいと、こういう程度で認識しておりまして、特に隣の北朝鮮、これらの国についても具体的な数字は持ち合わせていませんけれども、かなり貧困の差等がありますけれども、自給率は、かなり低いものと理解をしております。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）日本は世界中の国の中で百二十何番目なのです。北朝鮮は確か70%位、自給率を持っているはずなのです。みんな、あんなふうな餓死しているとか何とか言っているから相当低いのだと思っている人、国民の中に多いと思うのです。違うのだ、だから、日本の状態の異常さをみんなに知ってもらう必要があると思うので、是非、北朝鮮のことを調べて報告してください。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。それでは、ここで暫時休憩を致します。

休憩 14時29分

再会 14時42分

○議長（吉田好宏議長）それでは、再会を致します。7番、上野議員。福祉について、質問してください。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。園芸福祉について、ちょっとお伺い致します。

現在、日本は高齢化の社会で本当に皆さん、特にお年寄り生きがいを求めているような事をやっておられますけれども、沼田町も園芸を福祉に取り入れる取り組みをしたらどうかなと思っております。今、園芸福祉療法ということで結構全国的に増加していると聞いておりまして、今、全国では2千名の園芸福祉を関係とした資格を持っている指導者がおりまして、是非、沼田町でも、そのような園芸を福祉に取り入れる資格を持った人、または持てるような仕組みを取り入れて、沼田町の老人の生きがいを伸ばし、沼田町は長寿の町になるように進めてはどうかなと思いたいますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思いたいます。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問を受けてから、園芸福祉ということでかなり資料を取って勉強させていただきました。世界的にも非常に有効な手段だというふうに言われているようでありまして、日本でもご質問のとおり、札幌何かでもかなり園芸指導者がいて取り組んでいるという実例があるようではありますが、旭寿園、和風園におきましては、お聞きしますと、和風園は菜園クラブ、旭寿園は園芸療法というようなものまでいかないけれども、入所利用者が花の園芸に取り組んでいるという事例もあるよ

うであります、更に今、そういう取り組みをもう少し重点化して、そういうお年寄りの皆さん方が花に親しんだり野菜に親しんだりしながら余生を楽しんでいただくという工夫を今、両園とも進めているようでありますから、こうした施設では、これから大いにつながっていくのかというふうに思っております。

しかしながら、一般的に在宅の中では今までそういう事例があまりありませんで、沼田の高齢者率も32%というふうに言われておりますから、そうした意味では、非常にそういうものも大事なのかなというふうに感じているところであります。

この園芸指導者という資格、こういうものがどういうふうにして取っていったらいいのかということも勉強しなければなりませんけれども、私も札幌で研修会に出た折に聞いていますと、やはりボランティア的に奥さん達が日常的にやっているのが非常に多い状況に聞かされておりました。そうすると、先程の中村議員の質問のように有職者の奥さん達が、果たしてどこまでそういう協力をしていただけるかということもあらうかと思えますから、むしろ、65歳過ぎて老人クラブの対象になっている人達の中で、仲間の内からそういう指導者を作り出すということが大事なのかなというふうにも思えますので、これらについては、教育委員会がやっているいきいき大学、あるいは福祉行政の住民生活課と、この後、連携を取らせていただいて今後どういうふうに進めたらいいか検討をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

実態としては、老人クラブ、今、347名会員がいらっしゃるのだそうですけれども、この比率が65歳以上のお年寄りの中で31%位しか老人クラブに入っていない。その中でも、なおかつ180人近くのお年寄りしかいきいき大学に入っていないという実態もありますので、その辺をもう少し加入率を引き上げて、今申し上げました、その内部、自分達の中からそういう指導者が生まれるような組織体系にする、そういう行政側の努力と言いますか、仕掛けを少し勉強させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（上野敏夫議員）私のところに園芸福祉の講座についてのカリキュラムと言うか、4日間で資格が取れるとか、修了証というのか、そういうものがありますので、こういう講座にも参加できるようにしてあげたらいいかなと思うのと、これについては、2ℓのペットボトルを使うことによって栽培するということも講座の中に入っております。沼田の場合、花壇だとか花の苗類を農家の方が育てられているのですけれども、こういう関係で指導者がいれば、ある団体なり老人ホームでもいいですしけれども、こういうところでも栽培できるようにしていったらいいかなと思っております。

それと園芸とちょっと関係があるのですけれども、毎年行っている11月3日の町の文化祭につきましては、立派な菊展というのを毎年行われておりますけれども、今

年で取りやめるということを会員の方から聞いております。是非、園芸、菊展を継続することも考えながら、沼田町もそういう文化関係、老人の生きがいも考えて継続できるように町からも応援していけるような仕組みを取っていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）今申し上げましたように、そういう指導者を養成するというものが1番大事な要件だろうと思いますので、どこでどういう場所でそういう講習会等が開かれているか、ちょっと担当の方で調べていただいて、先程、申し上げましたように両方で連携を取りながらどういうふうにして育てていくか、老人クラブとも良く相談させていただいて進めたいというふうに思います。

その菊展の、菊をやる方がいなくなりつつあるというお話、これについては、文化連盟の中の1部門だろうというふうに理解をさせていただきまして、これは教育委員会の方で文化連盟ともそういうような中で相談をさせていただいて、行政として何かやれることがあれば、それは手助けをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）次に入ってください。次世代育成支援の充実について、質問してください。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。はばたく沼田っ子支援事業ということで昨年度から継続で町長がご理解して、また平成18年度も予算化されて、本当にうれしいことで、地域住民の発展的な提案を公募されたということで、子供に対する町長の考えがすばらしいなと思っておりますけれども、これについて今になってもまだ決定されていないということなのではけれども、これについては行政の説明不足もあるのではないかと思いますし、また、昨年更に今年にかけて提案された住民の本当の提案が文章だけで終わってしまっていて、その提案された人方の気持ちというのが取り入れられていなくて、話し合いも紙1枚のことで終わってしまっているということであれば、これでは町民一人一人の参加による協働のまちづくりという沼田町としては、町民の意見を重要視するようなことが薄れているように見えて、これでは形だけのような、パフォーマンスと言うとあれですけれども、思っておりますので、町長、このことについてどうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）残念ながら応募いただいたものが、私共、公正を期するために審査委員会を設けている訳ではありますが、審査委員会では現在の応募されたものについては該当は無理だろうということになったというふうに聞かされておりますので、ただし、この制度自体をもう少し住民に周知をし、再度募集をしたらどうかというご意見もいただいたということで、今、再度募集を掛けているところでありますが、内々聞きますと、まだ担当課から聞いた訳ではありませんけれども、町の方に聞きますと、今、数件提出する準備を進めている案件が有るというお話も聞かされておりますので、

近いうちにそういう申し込みがあるのだろうというふうに期待をしているところであります。

いずれにしても、この制度自体、始まってまだ年数が浅いということもありまして、住民に周知徹底するのに若干の時間が必要だったのかなというふうに思っているところであります。担当課としては、それぞれ説明会を開いたり、いろんな機会にそういう話をさせていただいて努力をしていただいたのでありますけれども、結果的に今議員の御指摘のように十分浸透はしていなかった面もあるということで反省をしております。したがって、私共もあらゆる機会を捕まえてこういうものの考え方をお伝えし、今何件か挙がってくるもの、それらがもし採択されるとすればどういう状況で採択したかということも詳細に広報等を通じてお知らせをし、理解をいただけるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（上野敏夫議員）昨年度の町民の応募がありながら、昨年の200万については小学校の補助教諭にこの予算が使われたという経過がありまして、確か、決算委員会だったか何かの機会に是非そういうことのないようにということで、行政の方のそう致しますということで話されておりましたけれども、更に今年もはばたく沼田っ子支援事業の説明会が今年の3月30日にゆめっくるであったのですけれども、課長さん方は皆さん来られたのですけれども、説明会に来られた住民は私入れて3名で、3名の方が時間を割いた中で説明を聞いた中での説明では、提案してそれぞれ子供のためになるのだなということで、それぞれ期日までに提案したのですけれども、それが採択されないで本当に子供のためと思って説明会にも集まった住民の方が無視されたような結果でこのようなことで良いのかなと思いますし、また、提案した方もどのような提案をすれば認められるのか、本当に分からないというのが、提案した方の何人か聞きますと、どうしてダメだったのか本当に子供のためを思ってそれぞれやっているのに、その話をもっと具体的なことを提案した人に聞きたいとか、そういう会話をするというのを課長さんにも説明会でも頼んであったのですけれども、それもなされないで今までできてしまって、今、町長が何人か応募がまた来ますという話をしておりますけれども、今回の再募集についても期日は今年の6月の16日の金曜日までということで2回目の募集は締め切っております。そんなこともあるし、防災無線を使っていろんなことで町民にはPRなり、結構、またやっているな、はばたく沼田っ子やっているなということは伝わっているにも関わらず採択されないということは、行政と町民とのすれ違いがあるような気がしております。提案された人方は、本当に子供のことを思ってしておりますので、全額ではなくても少しでも支援できるような、協力できるようなことをしていくべきだと思います。

この事業をやることによって沼田の子供が社会に出て役に立つ子供が沼田からはば

たくように、是非来年度も予算化をして社会性豊かな子供を是非育てていただきたい
と思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）これは、来年はまた来年ということで予算の折に検討される
というふうに思いますから、来年はやるやらないという返答はちょっと今の段階では
難しいと思いますが、いずれにしても、この制度自体の、事業自体の内容が十分
理解されない部分もあるということでもありますから、ちなみにQ & Aみたいな参考的
な事例をいくつか出してこういう場合はあれですよ、こういう場合はちょっと無理で
すよというようなことも工夫しながら今後の募集等については活かしていければなと
いうふうに思っておりますから、来年以降もっとそういう面での募集の内容を、やる
とすれば、考えながらそういうことの検討もさせていただきたいというふうに思いま
す。

しかしながら、従来出てきている事業の中、かなり多いのは既存の制度で十分やれ
るものを新たに提案するということで来ていますから、例えば、子供を育てるという
意味で、良く読んでいきますと現在沼田保育園に町が委託してやっている事業と重複
するような事業ですとか、そういう部分がかなり重なってきますので、これはそうし
た制度上にあるもの、あるいは一般的に教育委員会なり私共が行政の通常の予算の中
でさばけるというようなものについては、出来るだけ外していこうという最初からの
意図がありますので、その辺をご理解いただいて応募いただければなというふうに思
っていたのですが、十分そういう面が伝わらないということでありましたら、今のよ
うな事例を2、3出して応募の時に付け加えて今後応募するようなことも検討させて
いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（上野敏夫議員）今、町長が言われたように保育園の名前がちょっと出たので
すけれども、その時の申込書を私も持っているのですけれども、保育園とまた別なこ
とで考えているということで、保育園でやっているということではなくて保育園の育
友会として、親だけとして別な、子供に対する事業をやりたいということが役場に伝
わっていない。それと既存の事業についてとかと言うのですけれども、たまたまオリ
ンピックだとかいままで子供が経験したことない事業も応募されていると思います。
こういうことも考えたら本当に沼田の子供のためになるような事業が住民から提案さ
れているという気持ちをもう少し重く受け止めていただきたいと思いますけれども、
どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）今、そのオリンピックのお話は議員さんが提案した事項だろ
うというふうに思いますけれども、私共、受けた感じでは、例えば、教育委員会もそ

のことについて提案があったということ、それから、審議会では通常社会教育の費用でやる事業だというふうに判断をして落としておりますので、教育委員会では内部で十分論議をしているはずなのです。その結果、社会教育の事業としてそれが取り入れられることが望ましいかどうかというのは社会教育委員さんとか会合でそれぞれ論議をしていると思いますので、私共としてはそういう有り方の中で論議をしていただいた中で、必要であれば社会教育の予算の中でやれる事業ですから、今言ったようにそういうものについては、私共としてはこのはばたく沼田っ子事業では取り上げる要素はないという判断をさせていただいたということもご理解いただきたいというふうに思います。ですから、もしどうしてもそれが議員さん、絶対必要だということであれば、教育委員会と良く既存の事業費の中で相談をなさって結論を出していただければいいのではないかとそんなふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）以上で町長に対する一般質問を終わります。次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。８番、絵内議員、沼田高校について、お願い致します。

○８番（絵内勝己議員）８番、絵内です。教育長にお伺いを致したいと思います。沼田高校についてですけれども、沼田高校の存続が厳しい現実問題となっておりますが、今日も冒頭、町長の方から平成１９年度においては募集停止はしないとの道教育委員会からの話が合ったという話がありました。これも偏に町長を始め、教育長そしてまた各種団体の皆さん方の絶大なる努力の賜物と、そのことについては高く評価致したいと思うところであります。

しかしながら、沼田町として今後どのような高等学校を作っていきたいのか、１つのたたき台を作って町民の皆さんに判断をしてもらうべきと思いますが教育長の見解をお伺い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）絵内議員さんから言われた関係で、逆に私共、町としては、議員各位の御助言だとかありまして存続されるということでこちらの方からお礼を申し上げたいと思っておりますけれども、今言う道立高校の今後どのような高校を作っていきたいかと、たたき台をということで言われましたけれども、正直言って、沼田高校は道立高校であるが故に沼田町が道立沼田高校をこういう学校にしたいという形は、なかなかいかないのかなという感じがしています。ただ、私共、町としての願望は、議員各位もご存知かなと思いますけれども、十数年前に西田町長が教育長時代に、私はその時、次長をやっておりましたけれども、その時に道立高校を北海道の道立高校で普通高校のモデルケースとして、その時には福祉学級ですとか、それから全寮制の学校はどうでしょうかという話でその当時、道教委に要請をした経緯はあります。ただ、その当時は全寮制は無理でしょうという話がありまして、その中で福祉

科はどうでしょうかとか、いろいろな話をしてきました。

今回、絵内議員さんからご質問をいただいて、道立高校ということでもありますので高校の校長先生といろいろ話をしまして、どういう高校が良いのだろうと。この沼田高校、まもなく開校60周年を迎えると、平成20年に、それだけの伝統ある道立沼田高校でありますので、以前は北空知の深川西高か沼田高校かという位にいていた、その当時は沼田高校の方が上ではなかったかという位の歴史ある学校だったので、それをいかにして実際に沼田高校が特進学級ですとかいろいろな学級を作っていますので、これからの沼田高校をどうするかというのは町民にたたき台を作ってもらおうというのはなかなか難しいのかなと。町立沼田小学校、沼田中学校を特色あるこの沼田のホタルですとか化石ですとか利雪ですとか、という形で特色ある学校作りを今一生懸命やっておりますけれども、沼田高校も実際に利雪学級を取り入れて、最近、利雪と化石の関係では全道各地から勉強に来られる学校もたくさんありますし、ほたる館を利用して修学旅行にも来るということで、そういう複合的な感じでいくと沼田高校もそういう形を進めていくのが良いのかなということで、とりあえず、今の沼田高校の校長先生と話しているのは、それよりはまず身近な、平成19年度は募集停止は免れましたので、平成19年は一人でも多くの方が沼田高校の特色ある教育を理解していただいて、入学生が一人でも増えるような形を取っていきたい。それと並行して絵内議員さんが言われた、なにかいろんなことで教育委員会でも話しておりますし、いろんな関係で町が支援できることと併せまして、道立沼田高校でなければこういう学校だということできたいと思っておりますので、そこら辺を十分関係各位と協議しながら次回に報告できるときには是非報告していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）確かに道立の高等学校でありますので、町立ではありませんので、直接的な1つの采配が出来ない部分は理解は出来る訳でありますけれども、沼田町として沼田高等学校がもし無くなった時には、大きな会社が1つ無くなる位、影響力が大きいのは私がここで申し上げることもない事実だと思うのであります。いろいろとお聞き致しますと、今回、それぞれPTAを始めとするそれぞれの皆様方のご努力によりまして、署名活動等も4,500名以上からの町内外の皆さん方の要請を道教委の方にも提出されたというふうにもお聞き致しておりますし、また、そのことも道の方としましても、かなり町民の皆さん方も真剣に取り組んでくれるのだなという評価もいただいていることも現実であります。

しかし何と言いましても、19年の募集はそのままで従来どおりになるかと思えますけれども、20年がこれから大きなヤマになってくる訳でありますけれども、本当に20年の時にはどうなるのかなという感じがする訳でありますけれども、私がここ

でたたき台をとったのは、やはり教育長も教育の最前線をいくトップでございますので、それは私達沼田ばかりではないのでしょうか、全道から募集の出来るような方向に道教委の方にも訴えていく必要があるのではないかと。ただ、一般的な高等学校が深川と沼田しか無くなってくる訳でありますけれども、この近年では。ただそれだけで皆さん方の要望と言いますか、町民の努力をいただきたい、また、いろいろと気が付いたことをそれぞれ教えていただきたいという、それは分かるのですけれども、それは優等生の回答であって私はそうであってはいけなと、教育長はやはり教育の最前線をいくトップであるならば、私は将来沼田の高等学校が、今さらどうこうと言ってもあれかもしれませんけれども、こんな沼田の高等学校の特徴というような部分があって然るべきだと思うのであります。先程、教育長も化石の関係ですとか、温泉の関係ですとか、いろいろとそういった面においての利用というのもそのとおりだと思うのですけれども、そういったことをもう少し特徴のあるものとして沼田高等学校もこんな方向に取り組みたいのだということを道教委あたりに訴えていくものが必要であろうし、また、町民の皆さん方にもこんな方法とまたこんな方法とも私達教育委員会としても考えておるのだけれども、町民の皆さん方はどうなのだろうというように逆に訴えて、また、いろいろな助言をいただけるような方法も1つの方法ではないかと思うのですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）絵内議員さん言われるように、私に叱咤激励されることは十分分かっておりますので、私もこれから教育長という立場で泥臭い努力はしていきたいなという感じがしております。絵内議員さんの娘さんも以前、妹背牛高校に行っておられた。妹背牛も何か特色のある高校づくりということで道立の高校であっても妹背牛のバレーをああいう形でもっていったと、最後まで、ずっと今年も確か、30名の入学生の内に今年は珍しく地元の妹背牛中学校から入学された生徒が久々に多くて5名、普段は2名か3名しか入学されないそうです。今年度は30名の内、地元から5名と、近隣から3名と、あと22名は全道的に生徒が来たということでバレーをやっていて、今回、非情な新聞発表だったのですけれども、ちょうど妹背牛高校の女子バレー部が全道大会に行っている時にこの新聞報道されたということで、選手にはもちろん新聞を見せなかったと、試合が終わるまで見せないと、終わって帰ってきてからこういう形で来年は募集停止ですと、生徒はその後、落胆して来年度以降は22名のバレーをする生徒はこれから進路を検討するそうです。私立高校に行くとか、他の道立高校に編入試験で入るとかということで、来年以降になると2年、3年生になってもバレー部が存続するかどうか危ういという話も聞いておりますので、私はそういうことをしたくないと。ただ、これから更に努力をしていきたいと思いますが、1つだけ言えることは、私共、各議員さんにも報告しておりますし、高校振興協議会

にも報告しているのですが、今年、沼田中学校から44名の卒業生がいた中で沼田高校に入学する生徒があまりにも少なかったということで、道教委も地元から約半分の生徒が行けば絶対残しますよという形でいった時に、今年は44名の内、8名ですのパーセンテージにすると十何%しかないのでしょうけれども、そこら辺も併せまして、是非沼田高校を特色があって、1人でも多くきて、極端に言ったら一間口ではオーバーする位の気持ちになれるように努力していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）それぞれの教育長のお考えをお伺いした訳ですがけれども、今回、署名を4,500名以上の皆さん方からいただいている訳でありますけれども、その中には当然、今の3年生の父兄の皆さん方のそれぞれ署名もいただいている訳でありますけれども、その署名の中にも謳われていて皆さん方もご存知だと思いますけれども、沼田高等学校に入るという1項目が有ったのかと思うのですけれども、そういったことを考えた時には今までよりは少しは良いのかなという感じが致します。それと併せて、このことをこういった公的な場で言ってはまずいのかもしれませんが、父兄の皆さん方の教育も、これは冗談的な部分でよく聞かされるのですけれども、父兄の皆さん方の教育も逆に必要だよなという、これは余談でありますけれども、ある会議の中でそんなこともチラホラ聞かされる部分がある訳ですが、そういったことも含めてあらゆる角度から、教育長、いろいろと話を進めていただきたい、そんなふうに思う訳であります。

そういったことを考えた時にどうか一つ、乾いた手ぬぐいから水を搾り出す位の強い信念で、決意で臨んでいただきたい訳ですが、その辺の決意を最後にお伺いを致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）正直言って、私1人では出来ませんので、私も努力しますし、議員各位のいろいろなご協力もいただきまして是非前進するように努力していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）次、12番。橋場議員。

○12番（橋場 守議員）この通告書の中で現行教育基本法の「基」が抜けていたり、3番目の2行目で教育基本法にあるのではないの「い」が抜けていたりしていました。

教育長、町長と同じように私から国の法律の改正については、なかなか口に述べられないようなことを言わされてしまうのかもしれないけれども、そうではないと思うのです。基本になる法律がもし悪い方に変えられてしまうと、沼田町の子供達も不幸な状態になるので、国の問題についてもしっかりと考え方を持つ必要があると思うのです。長々と言いませんけれども、今度、ここに書いてあるようにいろんな理由を

挙げて改正しなくてはならないという説明の中に、こうやって書いてあるのです。現行法にいかなる問題があるかということを知ったら、提案理由として半世紀以上が経過しております。この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化等、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化している。もう一つは、教育の荒廃が深刻化し、子供のモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、若者の雇用問題等も深刻化している。教育の根本にさかのぼった改革案を求められているということが国会の答弁らしいのです。だけれども、教育長、具体的にどういうふうにとどこが間違っているのかということを考えられますか。

今度、愛国心の問題なんかが出てきているのですけれども、国歌、国旗の法律が出来た時に国会の答弁では、これはただ法律を決めるだけで決して強制されるものではないと、ちゃんと答弁があったのです。ところが、東京都では愛国心の問題で、君が代の問題でですね、生徒の口の開け方が小さかったり何かすると先生が処罰の対象になる位、ひどいことをやられているのです。ですから、法律にこういう愛国心を持たなくてはならないとか、いろんなことを決められると必ずそれが強制されてしまうのです。ですから、これは絶対間違いだと、そういうことを書くのは間違いだと思うのです。私達、子供の時にどんな教育を受けたかといったら、父母には孝行を尽くしなさいと、君、要するに天皇には忠義を尽くしなさいと、これが基本だったのです。その続きに、一旦緩急あれば義勇公に奉し、以って天壤無窮の皇運を扶翼すべし、なんだかわからない言葉ですけれども、とにかく国に何かことが起きたら天皇のために命をかけて戦いなさいと、これが教育基本法に有ったのです。私達、そういう教育を受けて、その当時、学校で教えられて、そして、自分もそのつもりになったのは日本国民の一番の高い道徳は天皇のために死ぬことだったのです。ですから、今、いろんな年をとった人達は、戦争に行ってもう二度と戦争を起こしてはならないと考えている人達はそういう教育にすごく反省をしているのです。学校の先生達が労働組合を作った基本は何かといったら、教え子を再び戦争に送らないためというのが労働組合を作った基本なのです。もし、そういう形で法律の中にそういう道徳の項目が規定されると必ず、政府が良い政府だったら良いのです。小泉さんみたいな人がやったら、あるいは森前総理大臣は日本は神の国だったといった発言がある訳だから、それに見合った教育基本法を作れというのですから、憲法を変えれというのですから、もう意図は分かっているのです、はっきりね。

私はそういう意味で教育基本法を改正する何ものもないと、戦争をやった反省に立って、教育基本法の前文にこう書いてあります。日本国憲法を確定して民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した、憲法でね。その理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。我々は個人の尊厳を重んじて真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてし

かも個性豊かな文化の創造を目指す教育の普及を徹底しなければならない、とこう書いてあるのですけれども、個人の尊厳を重んじと書いていますから、この点をきちっと守って本当に教育していけば、今のような殺伐とした犯罪も起こらないはずなのです。ところが皆さんも、きっと心ある人達は子供の教育よりも学校の先生の教育した方が良いのではないかという意見を持つ人がいると思うのです。例えば、私、いろんなことで学校の先生方の住宅周ります。そうしたら、自分の家の玄関に人が住んでいるのか住んでいないのかわからない、冬なんかですね、獣道みたいな道路しかついていない、草は伸び放題なのです。なぜ、こんなふうな先生が出来たというところから振り返ってみなければ、教育の問題、今の子供の荒廃については口を開けないというような状況だと思うのです。ですから、そういう先生方を作ったのは、実はこの教育基本法に書かれているような本物の教育をやってこなかったせいなのです。要するに学校教育も競争をどんどん強いるような状況、とにかく、今さらになって沼田高校がどうのこうのと言うけれども、学区が変わって西高に中学生が入学出来るようになった時に、親の方は先生の評価はこうだったのです。あの先生についたら西高に何人行った、西高に何人受験した人がいるかで先生の評価が、父兄の中であったのです。本当に正しくない考え方。今になったら他所の学校に行くなどと言っても、これは無理なのです。もう、ずっと前にそういう基盤を作ってしまった。だから、教育基本法は本当に大事にしなくてはならない中身がずっとあるのだと思うのですけれども、教育長はどう思いますか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）橋場議員さんが言われたように、改めて教育基本法を勉強させていただく機会をもらってありがとうございます。私も昭和22年の3月31日にこの法律が出来たということで、この教育基本法はこの当時に作ったのでは最高だろうなという感じがしています。ただ、私は、今、国会で継続審議中なので、ただ文言を変えるかどうかという関係は、正直言って国会で継続審議中なので国民の代表である国会議員がそれぞれ検討している訳ですから、あえて私はこの教育基本法のどこどこが改正すべきだとか、改正すべきでないということは、言える立場ではないと思いますけれども、ただ、橋場議員さんの質問の中にありました愛国心、それから、先程、冒頭に言われました国旗、国歌という関係で私共の町立の幼稚園、小学校、中学校は強制はしていません。ただし、議員さん方も昨日の晩、ワールドカップを見られたかなと思いますけれども、私はああいうところで日本国旗を見ると胸にジーンとくるものがありますし、それから、君が代を選手、それからサポーターが歌えば、私も当然、その場で歌うという気持ちなので、これは愛国心ということより、私は人間の基本というのは、常に町長も言われますけれども、人間の基本というのは、まず、自分が生まれ育ったということできくと、一番、今、大事なものは家族、子供ですとか

家族、それから郷土愛と、これは最終的にというのは日本を愛するという事で愛国心かなという感じをしていますので、極端な方向を変えるつもりはありませんけれども、そういう形でいくと、私は国会で継続審議している最中ですし、この文言がどういう形というので、今言われました強制をあまりにもすべきではないということは十分理解していますけれども、尊重すべき点はあろうかと思っています。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）1回でやめようかと思ったのですが、実は、私、愛国心はダメだと言っていないのです。日本の国は良い国だと思うのも良いし、小泉のやっている政治、これではこんな日本は潰れてしまうというのも良いのです、思うのも。ですから、愛国心というのは持てとか持つなということではなくて、法律に決まると国を愛する心を培わなくてはならないということになると、学校教育にそれが必ず持ち込まれてくるのです、法律できめると。そこで、小学校における教育の政治的中立の確保に関する倫理訴訟というのがあるのです。これでいうと、この法律は教育基本法に基づき、義務教育、小学校における教育を党派の勢力の不当な影響、または支配から守り、この義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を尊重するといっているのです。ですから、学校の先生も日の丸、君が代、これが正しいと、好きな人があっても良いし、いやそれは困ると強制すべきではないと思って良い訳なのです。日の丸は戦前のことを考えたらとても愛することは出来ないという人がいても良い訳なのです。法律に書かれてしまうと強制が出るのです。ですから、私はこれは危険な状態になるということを言っているのです。

誤解されないように愛国心というのは持っていていいし、こんな国ではとてもではないけれども愛せない、もっと愛せるような国を作りたいと思っても良い訳なのです。だから、そういう強制に繋がるような法律の改正はしてほしくないと思うている訳なのですが、どうでしょう。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○教育長（松田 剛教育長）橋場議員さん言われた関係、十分理解します。私は最終的に教育基本法の第3条にあることが、これは私達国民が、すべての人が思うことではないかなという感じがしておりますので、そこら辺でご理解いただければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩を致します。

休憩 15時27分

再会 15時32分

(専決処分の承認)

○議長（吉田好宏議長）それでは、再会を致します。日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成18年6月19日提出、町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成17年度沼田町一般会計補正予算専決第4号を別冊のとおり専決処分する。平成18年3月31日付でございます。町長名であります。

別冊の専決第4号の補正予算をご覧頂きたいと思いますが、まず、専決第4号につきましては、平成17年度の決算見込におきまして約1億6千百万の歳計剰余金が生ずる見込であるということから、6千万円を繰り越すことと致しまして、剰余になる分、1億百万円について決算処理をしたものであります。併せて、起債の許可決定によります起債額の変更、町営事業の最終収支の整備、各基金の整理を行ったものでございまして、3月31日付で専決処分としたものでございます。1頁をお開き願いたいと思います。

〔1頁目、朗読〕

まず、8頁、歳入の方をご覧いただきたいと思いますが、まず、歳入であります、補正の主なポイントを先に申し上げますと、まず1点目、地方譲与税を始めと致しまず一般財源科目、これにつかまして交付実績により増額の補正を行っているものでございます。

2点目につきましては、温泉、あるいは自動車学校、これら使用料につかまして決算見込により減額補正をしたものであること。

3点目には決算処理と致しまして、減債基金の取り崩しを一部取りやめをしたことでございます。

歳入の中に入らせていただきます。

〔以下、8頁から11頁まで、歳入朗読説明〕

次に歳出の方に移りますが、次ページの方をお開きを願いたいと思います。歳出につきましても、主なポイントを何点か申し上げますと、決算処理と致しまして減債基金に6千万円の積立を行ったことが、まず1点目であります。

それから2点目には、特定目的基金の充当事業、先程、歳入の方で減額処理を行っておりますが、併せて不用額の整理を行っていることでございます。

それから3点目には、収入の方でもございました使用料で減額を致しました温泉、あるいは自動車学校の運営委託料、これらにつきましても決算見込額で減額をしてい

るものでございます。

〔以下、１２頁から１５頁まで、歳出朗読説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第４号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（吉田好宏議長）日程第７、議案第４９号。障害程度区分認定に係る北空知５町審査会の設置についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第４９号、障害程度区分認定に係る北空知５町審査会の設置について。地方自治法第２５２条の７の規定により、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び幌加内町と障害者自立支援法に係る審査判定業務を共同して管理及び執行するため、別紙のとおり規約を定め、障害程度区分認定に係る北空知５町審査会を設置する。平成１８年６月１９日提出、沼田町長名でございます。

次の頁に規約が載っておりますが、今回のこの規約の提案について説明をさせていただきたいと思います。障害者程度区分に係る審査会については、町長の行政報告にもありましてとおり、北空知５町で共同設置することとなりました。審査会の共同設置し業務を執行する場合には、地方自治法の規定に基づきまして共同設置する構成町議会の議決を経て、北海道知事に届けなければならないことになっております。今回、この審査会の共同設置に係る規約を提案するものであります。

条文の朗読は省略致しますが、規約の内容につきまして説明をさせていただきます。

〔以下、規約の説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入り

ます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第44号。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第44号、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年6月19日提出、町長名でございます。

沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第2条第2項ただし書きを次のように改める。ただし、障害程度区分認定審査会委員、投開票管理者及び同立会人は除く。別表第1を次のように改めるということでございます。

主な改正点につきましては、2点程ございます。今程、議決いただきました議案第49号、障害程度区分認定に係る北空知5町審査会の設置に伴うものでございまして、障害程度区分認定審査会委員の報酬を決めさせていただくこと、また、別表の次の頁をご覧くださいと思いますけれども、右側の部分で予算の範囲内で町長が定める額という欄に「心の教室相談員」という日額報酬の決めがございました。この関係につきましては、事業が終了したことに伴い、その項目を削除されたものでございます。

また、前に戻りまして、障害程度区分認定審査会委員は除くということになってございます。この関係につきましては、町内での職務報酬は日額報酬2分の1にするという規定がございますが、この障害程度区分認定審査会委員につきましては、1日1日を支給するという内容になってございますので、よろしくご理解の程お願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入り

ます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第45号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第45号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年6月19日提出、町長名でございます。

提案理由をまず申し述べたいと思います。平成17年の総所得は、農業所得を中心に、対前年に比較を致しまして約1億1千5百万程度、伸びてはいるものの、医療費の増加によります必要税収額の増加が見込まれるというところでございます。仮に必要な額に近づけた税率で計算を致しますと、被保険者の負担水準が極端に増加をしてしまうということから、基金から3千万円を繰り入れを致しまして、被保険者1世帯当り、あるいは1人当りの負担額が前年度と同程度の水準になるように所得割、平等割の税率を引き下げたものでございます。なお、先程開催された国保運営協議会においても、ご説明を申し上げ、承認を得たものでございます。

条例の改正内容でございますが、まず、第3条関係でございます。3条関係の改正については、医療分に係る所得割税率の引き下げ改正でありまして、『100分の11.90』を『100分の8.90』に改めるものでございます。

次に第5条関係であります。この改正につきましては、医療分に係ります世帯平等割額の引き下げ改正でございます。『33,000円』を『27,000円』に引き下げるものでございます。

第6条関係の改正につきましては、介護納付金に係ります所得割税率の引き下げ改正でありまして、『100分の1.00』を『100分の0.80』に改めるものでございます。

次に第13条関係の改正につきましては、低所得者に対します減額措置の改正でございます。平等割を改正したことによりまして、比例致しまして改正が必要となるものでございまして、まず、7割軽減対象世帯の平等割の額『23,100円』を『18,900円』に改めます。5割軽減対象世帯平等割の『16,500円』を、

『13, 500円』に、それから、2割軽減対象世帯平等割の『6, 600円』を、
『5, 400円』に改正するものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行し、平成18年の4月1日から、これ、
施行となっておりますが、適用の間違いでございますので、大変申し訳ありませんが
お改め願いたいと思います。

次頁以降、資料を添付してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

〔以下、資料の説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。
ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決
致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することに、ご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま
した。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第46号。沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設
設条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。
農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）議案第46号。沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設条
例の一部を改正する条例について。沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設条例の一部を改
正する条例を提出する。6月19日提出、町長名でございます。

改正内容でございますけれども、沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設条例の一部を改
正する条例、沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設条例の一部を次のように改正する。第
3条第1項の次にただし書きを加える。3条の1項につきましては、沼田町の生産者
自らが生産した米穀に限ると、そのものだけが本施設を利用できるという規定になっ
てございますが、ただし書きを加えまして、町長が特別な理由があると認める場合に
は、この限りではない。このことを加えるものでございます。

第3条第2項、更には、第4条中、等々でございますけれども、指定管理者制度の
導入に伴いまして、字句等の訂正、改正でございます。

過日、北いぶき農業協同組合から当町のこの乾燥調製施設の一部につきまして、利

用をしたい。数量的には、秩父別町で生産される米の一部でありますけれども、7万7千俵程度と見込んでおりますけれども、本施設で乾燥調製を利用したい旨、申し出がありまして、今回、これらが利用可能となるべき条例を改正するものでございます。以上でございます。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11、議案第47号。沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第47号。沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について。沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年6月19日提出、町長名でございます。

沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の提案理由について説明をさせていただきます。条文については、省略をさせていただきますが、今年の4月1日から施行されております、改正された介護保険法の関係ですが、これを引用しての町の条例の中で条文等が一部変更になっておりますので、その変更、それから、新予防給付の新設により文言等が変わっております。事業等の呼び方が変わっておりますので、その文言の整備をしたところであります。それと併せまして…

よろしく審議お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４７号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１２、議案第４８号。沼田町在宅介護支援センター設置条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第４８号。沼田町在宅介護支援センター設置条例を廃止する条例について。沼田町在宅介護支援センター設置条例を廃止する条例を提出する。平成１８年６月１９日提出、沼田町長名でございます。

この条例の廃止につきましては、沼田町在宅介護支援センターの設置条例は、平成９年に老人福祉法の規定に基づきまして設置をし、センターも運営をされていたところでございます。今年４月からの介護保険法の改正によりまして、地域包括支援センターを要綱により設置したところでございます。在宅介護支援センターにおける事業につきましては、包括支援センターの中で行うことができおり、設置条例を廃止しても他に支障がないという確認が取れましたので、この度、廃止条例を提案したものであります。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４８号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１３、議案第５０号。北海道市町村総合事務組合規約

の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第50号。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について。地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を提出する。平成18年6月19日提出、町長名でございます。

改正内容についてご説明申し上げます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約ということで、第9条第1項に次のただし書きを加える。ただし、条例の定めにより、組合に収入役を置かないことができるということでございます。

この関係につきましては、北海道市町村総合事務組合、この組合は、町村会の会長が管理者となっておりまして、町村の非常勤職員の公務災害補償を主な仕事としている組合でございます。例えば、選管の委員さんとか、教育委員さんの公務災害時の補償、そういう仕事を主な仕事としている事務組合でありますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議案第51号。沼田町沼田浄化センター改築・更新工事委託に係る基本協定の締結についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第51号、沼田町沼田浄化センター改築・更新工事委託に係る基本協定の締結について。次のとおり委託基本協定を締結するため、地方自治法第96条第1項5号の規定によって議会の議決を求める。

〔以下、議案の朗読〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、議案第52号。平成18年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第52号。平成18年度沼田町一般会計補正予算について。平成18年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成18年6月19日提出、町長名でございます。別冊の補正予算第1号1頁をお開き願いたいと思います。

〔以下、別冊補正予算第1号の朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、中村議員。

○10番（中村保夫議員）先程、午前中でしたか、助役の方から白樺館の改修について、いろいろ懇切に説明をいただきました。ある程度、財源措置も出来たので、ある意味良いことかなというふうな気持ちも実はあるのですが、実はこの議論につきましては、3月に行われた第1回定例会で杉本予算委員長の下で相当に揉みに揉んだ案件であります。町民の方からも幌新の山に2億のお金を持っていくのが、是であるか非であるかというような議論もありましたし、予算委員会としても東京の船井総研から、あれは参考人召致だったのか、説明員だったのか忘れちゃったけれども、わざわざ来ていただいた説明を受ける、あるいは、ほろしん温泉の専務に来ていただいて費用対効果について説明を受ける。最後、ギリギリのところで2億円の予算措置を予算委員会として承認したというふうに僕は記憶しております。

わずか3カ月経って6月補正を見てみると、町長の一般行政報告書の中にも出ておりましたけれども、結局の話、雪解けて工事をしようと思っといういろいろ調べてみたら、壁がちょっと開いておるのだ、地盤がちょっと沈下しておるのだ、だから、急に1億1千万必要になったのだというような言われ方をされておるのですけれども、僕はそ

れがその時始めて分かったのかなと思うのです。本来こういうお風呂の地盤沈下等ということは、一番先に、その2億円の予算を付ける前に、先に検討すべきことであって、それは置いておいて2億円の予算を先に通してもらった。3カ月経ったら、今気づいたようなふりをして1億1千万出してきたというふうに、僕は思えてしょうがない。

これはあれだけいろいろ議論をした結果でありますので、町民の方にも我々も説明する義務もあると思うのです。僕としては説明がつかない。町長の口からことの顛末について、助役で足りないという訳ではないけれども、町長の口から予算委員会というものをどういうふうに考えているのか、議会の議決というものをどういうふうに考えているのか、町長の存念をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃるとおり、私もこの補正に対しては反対した一人なのです。そういう状況というのは如何なものかなということで最後の最後まで補正するのを渋ったのですけれども、結果的にいろいろな状況を判断しますと、結果的にどう判断していただくか分かりませんが、あの露天風呂を当初作った時から無理があったのです。と言いますのは1箇所の露天風呂を作る予定だったのが、私もあとで聞いた話ですよ、保健所が許可でないということで男女に分けた。それで面積が広がった訳ですね。ところがボイラーもそのままの状態で建築当時のボイラーでいっている訳です。今回もまたボイラーの改修も入っているのですけれども、そこまでなぜやらなくてはいけないのだと言いますと、今、広げたその露天風呂に対する供給をするために本来ですと1基が動いて、何かあった時に補完的に役割を果たすボイラーが同時に2基動いているのです。そういう状況なものですから、あと1年か2年経つとこのボイラー自身の駄目になりますよというような話がまた出てきたのです。根本的なものは、地すべり地帯のところに基礎杭1本打たないで作っている露天風呂なのです。これも私、あとで聞かされたのですけれども、最初から想定して、あまり長い間もたない、とにかく緊急的と言いますか、応急的な考え方のような考えで露天風呂を作ったのだけれども、どんどん地すべりが起きてきている。しかも、聞きますと年間相当の修繕料を掛けて漏水を止めてきているのです、過去何年間。そういう状況の中で、いよいよ今年の雪解けの状況を見たら、水道も大幅に昨年の場合といいますか、かなりの量が出て漏水をしていますし、このまま放置すると、恐らく下に敷いているゴムマットと言いますか、シートですか、これが裂けてしまうだろう。これでは私共としてもどうしようもないので、何としてもこれはやらなければならないという温泉側と事務方の方からも話があり、それから、支庁、あるいは道にも行ってお話をしました。何とか救済の方法は無いだろうかということで財政課の方もがんばっていただいたのでありますけれども、そこに過疎債で面倒が見れるという話が出て参りまして、

それであれば最終的に議会の理解をいただいて、一気にやってしまう方法しかないのかな、財源的にも非常に有利な状況になったものですから、この際、全面的にやろうというふうになった訳であります。これは最初から短期間の内にそういう状態が起きるということは、恐らく想定されていたのではないかとこのように私は思うのです、今になってから思うとですね。したがって、応急的に修理をしながら、つないでつないで何とかまだいけるだろうといったのですけれども、結局、今年の冬を過ぎると状態としてはどうしようもない状況だった。それは、やはり技術屋が行ってみてもそうですし、設計屋の専門屋に、当時の設計屋に見てもらっても、もうこれ以上限界ではないかというお話を聞かされまして、やむを得ず今回この補正になったということで、私も町民の皆さんにいろいろな場面でこの温泉の改修、なぜ必要かということを説明してきた経過、約2億ちょっとというようなお話もしてきましたので、非常に私としたも、冒頭申し上げましたように、大分渋ったのでありますけれども、最終的にあの温泉を維持していくとすれば、やはりこれはやむを得ない状況だったのかなということで、最終の予算の最後の編成の土壇場で了承したという経過でありますので、ちょっと説明が遅れましたけれども、期間がちょっと無かったということでもご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○10番（中村保夫議員）町長、やりたくなかったと言うのだったら、やらなければ良かったのになという気もするのですけれども、私が聞きたいのは、助役それから建設課長が来て、最終的に安全に関わることも出てくるのでやりたいと言われれば、我々としても施設がいつパンクするかどうかわからないような状態で営業を続けろとは、これは私としても言いません。ただ、私が一番気になると申しますか、議会軽視とも取れるような仕組まれたデキレースをしたのではないのかというところに一番釈然としないところがあるのです。町長が予算委員会に対して陳謝するのか、議会に対して陳謝するのかわからないけれども、やはり、一度議決してきたことを3カ月位でガラッと変えてくるということをそうそう議会としても許されるものではないのかというふうに思っているのです。私、1年生議員ではありますが、こういう議会被軽んじられることに非常に憤りを感じるタイプでして、その点、議会に対する考え方を町長からお伺いをしたかったですけれども。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）決して議会被軽視したとか、そういうことではありませんで、私の方も当初、予算要求がまったくなされていない事項ですから、予算委員会の時にそういうことがあるということも承知もしておりませんでした。現実には補正予算の間近になってこういう状況だということでいろいろ話を聞いていくと過去にそういう状況だったというお話を聞かされました。そういう観点から、今、やめたらいいのではな

いかというお話もありましたけれども、やめるとすれば、温泉全体を止めるより仕方が無い訳でありますから、これは町としてもやめる訳にはいかない。したがって、今申し上げましたように大変手続き的に説明が十分出来なかったことについては、お詫びを申し上げたいというふうに思いますが、状況としてはそういう過去から、要するにオープン当時からいろんな問題の積み上げの中にこういう問題が山積みになっていたということもご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

したがって、今、ご指摘のように議会を軽視しているという、そういう私の考え方はありませんで、今申し上げましたように全くそのことが予算の要求にも挙がってきていない状況で今回のこういう判断になった。その状況の説明が短い間だったというふうにも考えながら、ちょっと十分させていただけなかったのかなとそう思っておりますので、その点についてはお詫びを申し上げたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかにございませんか。はい、12番。

○12番（橋場 守議員）だいたい同じあれなのですけれども、町長の説明を聞いて、例えば、地盤沈下しているというのは何年もちょっとずつ補修をしていたというのですよね。だったら、技術者いるのですから、沼田の課長は一体何をやっていたのですか。そんなことは危険だというのは分かるはずなのですよね。それを今頃になって、こういう状況だったと言われても、我々にしたらそういう状況というのはどうして説明されていなかったのか。もし、今度の補修はこういうことだと、沈下している状況でありますとかということになったら、それは大丈夫なのかというのは議会としても議論になると思うのです。それが全く無くて、町長の説明のとおりだったら、今までそれを修理、補修やなにかをした人達が危険だと察知出来なかったのですか。

私、これは止めたら大変なことになるからこれは仕方が無いと思いますけれども、それともう1つは、議運の時に説明を聞いたのですけれども、大体、2つに分けて建てたというところから、私達十分図面を見ておかしいという意見を述べられなかった、私はその当時議員ですから、責任を感じるのですけれども、私達の関係する病院から脳溢血で倒れた人の友の会があるのです。その人達がわざわざ札幌からあそこに入りに来てくれたのです。車イスに乗っている人達だから、まず、ほたる館から白樺館まで運ぶのにみんなで運ぶ訳です。更に浴槽に行ったら、露天風呂が階段になっているのです。露天風呂に車イスの人達もスッと入れるような状況でなかったらいけないと思うのです。それでその団体の人達はその後、1回も利用してくれないのです。全然何のあれも来ていないですし、ちょっと設備の作り方もおかしいのです。今度、改築するにあたって、まだ階段が有るのです。今日、改めて図面を見せてもらったら、ああいう格好にしないで、階段を付けなくて、上の風呂から直接出入り出来るような位置まで持ってくれば、段差のない浴槽が出来てくると思うので、そのことはあとでこの所をこうやったら良いのではないかというのはあとで言いますけれども、是非と

も段差のない状況で設計をしておいてほしいなど、こういうのも思っていますので、意見だけで良いです。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかにありませんか。はい。

○11番（野 道夫議員）今の露天風呂の関係なのですけれども、あれは造成したのは平成3、4年ですか、だと思えるのですけれども、今も橋場議員、中村議員の方からもいろいろお話がありましたように、私は町長、社長ですから社長として言わんとすることは、やはり社長なり役場の人方も行って、いろんな中身を見ておられるだろうと思うから、事前にそういったようなものが、こうなのですよというお話があって、いつか何かしなければならぬのだというような話がしていただければ、こういうような問題は起きないだろうという感じをします。それと、やはり役場の職員さんも人のものだから、役場の職員のあれだから関係ないというような気持ちでおったのかもしれない、だから、今まで投げておいて急に町長に実はこうだという話が出ると、町長も困るだろうと思うし、我々議会議員としても町民に訴えているのは、こういうことでということで話はしてきていますから、それに一気にまた億の金が予算化されている、補正されているといったら、説明をするといったらなかなか難しいなという感じなのです。

それでやめなさいということではないのだけれども、やはりもうちょっと事前に、社長さんであればその中身を全部把握して、中身のある程度事前に説明をしているということが、これからいろんな施設に対して、私はそういう中身を説明していくことが必要だろうというふうに考えます。この分については私終わります。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかにございませんか。7番。

○7番（上野敏夫議員）はい、7番です。今、大きなこの補正を組んでまでやらなければならないということで相当難しい問題が出てきていると思うので、出来たら私も予算委員会にお願いしたのですけれども、もう少し真剣に大改修の設計を見直した中で来年度に向けて大々的に見直しをやるということで、補正をしないで来年度白樺館の大改修ということは出来ないものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、助役。

○助役（藤間 武助役）いろいろと全員協議会の中でもお話をさせていただきました。今、上野議員のお話、来年度という話ですけれども、起債の状況が来年度どうなるかわからないという状況も先程お話をさせていただきました。その中で先程、町長からも答弁あった訳ですけれども、議運の中でも、確か私、お話をさせていただいたと思うのですけれども、本当に突発的に分かったという状況がございまして、それぞれ今までだましましと言いますか、多少沈下をしてきている部分、これはほたる館としても金を掛けたくないという考え方でいろいろ努力をして修繕なりやってきた、それで今年まで持たせてきた状況がございます。写真等でも確認いただいたかとは思いま

すが、7、8センチの壁の開きがある。なおかつ、それを補修している部分がまた再度開いてきているというような状況、それと先程町長申し上げましたようにあのお風呂を設計した設計会社にも確認をしていただきました。地盤沈下についてはそれぞれ河川の改修側で石を積んで、ある程度、景観整備の中で、のり面の倒壊と言いますか、それも防いでくれておりますから、ほたる館側としては多分、下がらないのだろうということで今までできていたと思うのです。それが年々ああいう形でまた補修した部分も開いてきていることから、設計屋の方に雪解けに見てもらいたいという状況で確認をしていただきました。その段階でもうこれ以上放っておくと先程町長が言っておりますようにパイプ、あるいはシートが持たない状況になるだろうという判断をいただきました。

決して議会を軽視した訳でもございませんし、町長は起債が付くからといって何でもかんでもやっても良い訳ではないぞという話もいただきました。これについては議運の中でも町長からそう言われているのですけれども、事務方としてはこの起債の対象となる時期に是非とも直しておきたいということで予算化をして、今回、上程させていただいたところでございます。決して議会を軽視した訳でもございませんし、今後またこういうものが起きた時には事前にまた調査をさせていただきまして、事前に議会の方にも報告しご相談を申し上げたいと思いますので、どうぞご理解をよろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）ほかにありませんか。はい。

○11番（野 道夫議員）今の補正予算の中でページ数が10ページなのですけれども、ここでトンネルで国から金が入ってきて、そして、ハーブの緑化検討事業ということで課長の方から説明があったのですけれども、なかなか説明が言ったことが恐らく皆さん分からないと思うのです。何と言いますか、金額的に言ったら、百六十何万か、それは聞いていたら、178万5千円か、緑化検討事業の交付金、これについてはさっき言われたトンネルで入るとかいう話をしましたよね。これは国からお金が来るのですよと、それをどこかに植えるのだろうということなのだろうけれども、その中身を何でどうしてそういうふうに植えるのだという中身分かる。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）私の方で予算を調整した時の内容であります、達布橋付近の堤防にこれを植栽をする訳なのですけれども、農作物への害虫被害の抑制がどういったことになるのか、こういった調査を行うというのが趣旨のように私は聞いております。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○11番（野 道夫議員）これは水辺の学校の関係でいろいろと達布橋の方から植えていくという、河川敷地側の方で植えるハーブでないのかと思うのだけれども、これ

は～～課長分かるよね。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○地域開発課長（生沼篤司課長）今、野 議員さんおっしゃった、その水辺の学校で検討しておる事業のことでございます。これは石建さんが地域との共同プロジェクトの一環として進めたいということでこれまでも隣の妹背牛、秩父別で既に実施されているものでございます。現在、場所的には達布橋周辺というふうに言っておりますけれども、ちょっとこの後、場所を見てどの辺りが良いか、その辺りを検討したいと思っておりますけれども、いずれにしても達布橋に向かうあの途中のいずれかに6千本植えたいというものでございます。これによりまして、先程財政課長の方からもございましたように病虫害防除にも役に立つでありましょうし、また、石建さん側からしましても、堤防の管理に省力化が図られるとそういった思いで予算を町の方にいただけると言いますか、町の方でその予算を使って実施するというようなそういった事業でございます。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですね。

○11番（野 道夫議員）というのは、非常に大切なことなものでそういうような事業がやっているのだよと、沼田町はこれは4年か5年前に国土庁から認可をいただいて、事業計画でいろいろやっているというようなものを言わなかったら、ただ、トンネルでこうやってやりますよなんて言ったってなにのことなのか、全く分からないものだから、そういう説明をちょっとしてほしいなという感じがするのです。私のPRでないのだよ。私も会長もやっている者ですけれども、これ、分からなかったものだから、そういうのは説明の段階でしてほしいのと、もう一点、14ページの中学校の委託料の関係なのですけれども、耐震の関係で、これ、5百万位の委託料になっているのですけれども、この委託料というのは事業費に対してこの金額が何%が出るのですか。それとも、随分、中学校だけの耐震で5百万の委託料というのは、どこでやっているのか分からないけれども、これちょっと教えてほしいなと思うのですけれども、

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）耐震の補助金のことだと思います。委託料は実事業費でありまして、補助金の方につきましては基準額があるようでございます、全額が補助対象ということではないというふうに聞いております。基準額がいくらになっているのかは、これは教育委員会サイドの補助金になりますのでそちらの方が詳しいかなと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○11番（野 道夫議員）基準額によって委託料というのはそれについて何%掛かるのだということですね。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○建設課長（神 憲彦課長）ちょっと委託料の関係、説明させていただきたいと思いますが、耐震診断をする場合、1次診断、2次診断という診断方法があります。1次診断については机上で図面を基に構造物の安全度を判定する診断方法でございます。その他に2次診断、より精密に診断するために現地の建物のサンプリング、例えば、コンクリートをコアカッターで抜いて状況等を調べる診断がございます。2次診断でございます。

今回、550万で検討しているのは、2次診断まで実施しようといった中で具体的な耐震化率、例えば、今盛んに言われております耐震化率が0.9だとか1.0に満たないと、その数値まで今回把握する予定をしておりますので、これは事業費の何%で委託料は決められるのではなくて、あくまでも沼田中学校の庁舎の規模、それから1次診断、2次診断を実施するために5百数十万の費用が掛かるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○11番（野 道夫議員）補正予算とか何かの説明の時にそういうようなものを付け加えてちょっと説明をしなかったら、数字的に言ったって全く分からないのです。だから、これから課長連中、説明する時にもうちょっと中身的にわかるように説明してもらいたいと思う。どうですか、議長、そういうことでお願いいたします。

○財政課長（辻山典哉課長）説明不足、多々あったと思います。今後詳しく説明させていただきます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）ここで議長より、終了時間の延長について、宣告致します。本日の開議時間は、会議終了まで延長したいと思います。お願いを致します。

○議長（吉田好宏議長）日程第16、議案第53号。平成18年度沼田町養護老人ホ

ーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園々長。

○和風園園長（浅野信行園長）和風園です。よろしくお願い致します。議案第53号、平成18年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成18年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年6月19日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算第1号をご覧いただきたいと思います。

〈以下、養護老人ホーム特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第17、議案第54号。平成18年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園々長。

○旭寿園園長（橋 英則園長）旭寿園です。よろしくお願い致します。議案第54号。平成18年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成18年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年6月19日提出、沼田町長名でございます。別冊の第1号補正予算をお開き願いたいと思います。

〈以下、特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５４号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１８、議案第５５号。平成１８年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第５５号。平成１８年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成１８年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１８年６月１９日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算書１頁をご覧くださいと思います。

〈以下、沼田町国民健康保険特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１９、議案第５６号。平成１８年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第５６号。平成１８年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成１８年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１８年６月１９日提出、町長名でございます。介護保険特別会計の補正予算書の別冊１頁を…

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５６号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第２０、議案第５７号。平成１８年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第５７号。平成１８年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成１８年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１８年６月１９日提出、町長名でございます。別冊の補正予算書第１号の１頁をご覧くださいと思います。

〈以下、沼田町老人保健特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５７号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第２１、議案第５８号。平成１８年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第５８号。平成１８年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成１８年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１８年６月１９日提出、町長名でございます。別冊補正予算書第１号をご覧くださいと思います。１頁をお開きいただきたいと思います。

〈以下、沼田町公共下水道特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５８号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（開発公社等の書類提出）

○議長（吉田好宏議長）日程第２２、報告第１号、株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第２３、報告第２号、財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第２４、報告第３号、沼田土地開発公社の清算結了に伴う事業報告等の提出について、を一括議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第１号から３号を一括して議題とすることに決しました。それでは、報告第１号から３号を一括して議題と致します。本３件は、それぞれ報告事項であります。説明を省略しただちに質疑に入りたいと思います。報告第１号から３号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第１号から３号を報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号から3号は、報告のとおり受理すること決しました。

(人権擁護委員の推薦について)

○議長（吉田好宏議長）日程第25 諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、現人権擁護委員であります、吉岡宥二氏の任期が18年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

記と致しまして、推薦する方は、住所、沼田町字恵比島102番地109。氏名、吉岡宥二。生年月日、昭和22年2月27日生まれ。現在、1期目の人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、識見、人格ともに正に適しているというふうに思いますので、再任として提案を申し上げたいというふうに思います。平成18年6月19日提出、沼田町長です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。ここで休憩を致します。

休憩 17時24分

再会 17時25分

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、請願第4号、医師・看護師等の大幅な増員を求める請願について、追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第26、請願第4号、医師・看護師等の大幅な増員を求める請願について、以上、日程に追加することに決しました。

(請願の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第26、請願第4号、医師・看護師等の大幅な増員を求める請願についてを議題と致します。

議長よりお諮り致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第4号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって請願第4号は、採択すべきものと決しました。

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）議事日程の追加についてお諮り致します。ただいま採択された請願に伴う、意見書案等6件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第27、意見案第8号、医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書案について。日程第28、意見案第9号、JR不採用問題の早期解決を求める意見書案について。日程第29、意見案第10号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案について。日程第30、意見案第11号、郵便局の外部事務を統合する計画に反対する意見書案について。日程第31、意見案第12号、道路整備に関する意見書案について。日程第32、意見案第13号、北海道沼田高等学校の存続を求める意見書案について。以上、日程に追

加することに決しました。

(意見案の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第27、意見案第8号、医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第28、意見案第9号、JR不採用問題の早期解決を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、山田議員。

○6番（山田英次議員）はい、6番、山田です。このJR不採用問題についての採択に對しましては、私、反対の意見でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。意見案第9号は、原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第29、意見案第10号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めると

ころですが、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第30、意見案第11号、郵便局の外部事務を統合する計画に反対する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第31、意見案第12号、道路整備に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第３２、意見案第１３号、北海道沼田高等学校の存続を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。これにて、平成１８年第２回沼田町議会定例会を閉会を致します。ご苦勞様でした。

１７時３３分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員